

第四十回国会 参議院大蔵委員会会議録第十九号

昭和三十七年三月二十八日(水曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動

本日委員村山道雄君辭任につき、その補欠として前田久吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 實雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
高橋 衛君
林屋龜次郎君
堀 末治君
山本 米治君
木村福八郎君
成瀬 幡治君
平林 剛君
大竹平八郎君
須藤 五郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
政府委員 大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省主税局長 村山 達雄君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法(内閣提出、衆議院送付)
○酒税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法、酒税法等の一部を改正する法律案、以上四件を一括議題にいたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○成瀬幡治君 恐縮なんです、今税法関係のことでございますけれども、ちょっとそれは少しそれたことですが、大臣にちょっとお尋ねしたいと思

います。お許し願います。予算委員会でありませんから長くやりません。

大蔵大臣に私は聞いてもらいたい。実は日銀券の発行高のことですが、昭和三十六年度はどくらにとどめよう

じゃないかといういわゆる日銀政策の決定があったと思うのですが、それに対して実際は出過ぎていたろうと思

それから、三十七年度末は、出ていなければそれまでですけれども、どんなふうになるのか、見通し。決定ができていなければそれまでですが、見通しがあるなら見通しでお答えいただきたいと思

います。

○國務大臣(水田三喜男君) 私、どうも詳しく聞いていません、この問題

は、

○成瀬幡治君 日銀券の発行高につ

ては、私の承知しているのでは、日銀政策委が決定している。それに対し

て、それを越すような場合は、大蔵大臣がよろしいと言え越すことができ

る。ですから、そこには大蔵大臣のリ

ミットもおのずかであると思うので

す。昭和三十六年度において日銀政策上これだけ、こう決定したよりも多

くなっております。したがって、大蔵大臣はその許可をされておると私は思う

が、そういうような経緯を御説明が願

いたい、こう申し上げておるのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 今、銀行局長を呼んで御説明します。去年は二

回ぐらいの許可をやっております。

〔委員長退席、理事上林忠次君着席〕

○成瀬幡治君 税制調査会とそれから

今回の改正の答申案と、大体あなたの

ほうは似ておると、こうおっしゃって

おるのです。いや、違った点もあると思

うのですが、そこで大ざっぱに、税制調査会で今度の税制改正全体と食い違

つておる点は、ここが食い違つてお

るのだというおもな点、あまりこまか

い点はよろしゅうございますから、お

もな点だけひとつお願いしたいと思

います。

○國務大臣(水田三喜男君) この政府

の今度提案している三十七年度の減税

額は、平年度で国税において千二百四

十四億円、地方税において四百二十二

億円ということになっておりますが、

税制調査会の答申は、国税で千三百八

十二億円、地方税で三百六十三億円と

いうのが答申でございます。この違い

を見ますと、国税では百三十八億円政

府のほうが減っておりますが、地方税

の減税は五十九億円政府案のほうが多

い、こういうことになっております

が、これはこの百三十八億円の違

いというのは、政府の経済見通しの改訂と

か、あるいは計数整理の欠陥に基づく

ものであつて、税制としては全く同じ

でほとんど違いはございません。この

計数整理の結果、政府が減税額を多く

見たというだけでございします。実質的

に食い違つておるといふのは、この間

申しましたように、二十五億円しか実

質的な食い違いはございませんので、

これはビールの減税額を一本十三円と

いうのが答申でございしたのが、政府

案で十円になっておりましたので、七

十一億円の減税額が減つておる。その

かわり、所得税で生命保険料の控除の

拡充をやつたりして、税制調査会の答

申案以外のことをやりましたので、減

税額は十二億円ふえておりますし、物

品税においても内容に若干の拡充をし

ましたために、十二億円の減税額がふ

えて

おる。入場税が十五億、通行税が七

億、この差引をしますと、実質

的な食い違いは二十五億円しかない、

こういうことになっております。

○成瀬幡治君 私は、額のこともある

ことながら、個々具体的にいつて、た

とえばもう少し具体的な御説明を局長

のほうからちょっと承りたいと思

います。

○政府委員(村山達雄君) ただいま大

臣が申し上げましたように、国税にお

は一万五千元までは全額、それから一万五千元をこえて三万円までは半額というところでございますが、これを拡張しようとするわけでございます。たしか答申案では四万円でしたか、その半額引く分を四万円まで上げよう、こういう話でありましたが、その後の検討におきまして、これを五万円まで上げるといふことにいたしましたわけでございます。ですから、今度提案いたしておりますのは、一万五千元までの掛金については全額引きします。一万五千元をこえて五万円までの掛金につきましては、その半額を控除いたしますということにいたしましたわけでございます。控除額をいいますと、ちょうど三万円から五万円までの半額でございますから、引く額でいうと一万円ふえたわけでございます。答申案に比べれば、控除額がそこで五千円違つてきたわけでございます。これによりまして減収額が新たに十二億ふえたということでございます。

それから、物品税でございますが、これは調査会のはうは基本線を出しております。こまかいことは別にいたしまして、たとえば税率の控除は、現在の第二種の税率で三%から五%の八段階税率を、今度政府提案と同じように、二%を中心にして、四%、三%、一%、五%というようになると、それから課税範囲も思い切つて縮小するようにとか、かなり抽象的なことを言つておつたわけでございます。その当時調査会に、われわれのはうの、大体そのような方針に従いますとこのようになつてしまふという一つの減収見積もり額をお示ししているわけでございますが、その後いろいろこまかく

検討いたしましたして、主として免税点の引き上げをどうするかとか、それからこまかいところで、こういうものははずすかはずさないか、課税物品からはずすかどうかというところは、調査会以後において検討したわけでございます。その結果、調査会当時大ざっぱに計算した金額に比べて、減収額が十二億ふえました。ですから、これは答申と違つたといふのか、あるいは答申当時見積もりましたのはまだこまかいところまでは計算しないところを示しておりましたので、その後いろいろ詰めて参りましたら、十二億ふえました、減収額が、そういう中身のものではございません。

下げることにつきましては、調査会もその当時から見つておつたわけでございます。ただ、航空機に対する税率、これがちょうど現行でございまして、ほか二%に対して一%になつておるわけでございます。汽車、汽船を一割に下げたとき、それをどうするか、これを下げるか下げないかというようになことが論議になっておりましたが、まだ答申案では確定していませんが、たつたわけでございます。したがって、われわれは、答申案の数字をいたしまして、おきまして、航空機においては五%下げ、やはり半分にするということにいたしました。その結果が出て参りまして、減収の増加額が七億でございます。

それから、入場税につきましては、答申案は、現行が税率で一%、二%、三%とございまして、七十円以下の金額については一%、それから七十円から百円までは二%、百円超三割となつております。答申案では、原則として全部一%にするけれども、入場料金二百円以上のものについてはなお二%の税率を設けてはどうか、こういう案であつたわけでございます。その後いろいろ検討いたしましたところ、この税率も非常に僅少なものでございまして、むしろ入場税はその性質から見れば一本にしたほうがよろしいということ、二、百円超二%という税制調査会の案を撤回いたしました。それに基づき減収の増が二十五億でございます。

それから、通行税でございますが、通行税は現在汽車の一等、汽船の特等、航空機と、これだけが現在ある課税対象になつております。汽車、汽船の一等、特等、これを二割から一割に

は、この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

それから、物品税でございますが、これは調査会のはうは基本線を出しております。こまかいことは別にいたしまして、たとえば税率の控除は、現在の第二種の税率で三%から五%の八段階税率を、今度政府提案と同じように、二%を中心にして、四%、三%、一%、五%というようになると、それから課税範囲も思い切つて縮小するようにとか、かなり抽象的なことを言つておつたわけでございます。その当時調査会に、われわれのはうの、大体そのような方針に従いますとこのようになつてしまふという一つの減収見積もり額をお示ししているわけでございますが、その後いろいろこまかく

下げることにつきましては、調査会もその当時から見つておつたわけでございます。ただ、航空機に対する税率、これがちょうど現行でございまして、ほか二%に対して一%になつておるわけでございます。汽車、汽船を一割に下げたとき、それをどうするか、これを下げるか下げないかというようになことが論議になっておりましたが、まだ答申案では確定していませんが、たつたわけでございます。したがって、われわれは、答申案の数字をいたしまして、おきまして、航空機においては五%下げ、やはり半分にするということにいたしました。その結果が出て参りまして、減収の増加額が七億でございます。

は、この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

それから、物品税でございますが、これは調査会のはうは基本線を出しております。こまかいことは別にいたしまして、たとえば税率の控除は、現在の第二種の税率で三%から五%の八段階税率を、今度政府提案と同じように、二%を中心にして、四%、三%、一%、五%というようになると、それから課税範囲も思い切つて縮小するようにとか、かなり抽象的なことを言つておつたわけでございます。その当時調査会に、われわれのはうの、大体そのような方針に従いますとこのようになつてしまふという一つの減収見積もり額をお示ししているわけでございますが、その後いろいろこまかく

下げることにつきましては、調査会もその当時から見つておつたわけでございます。ただ、航空機に対する税率、これがちょうど現行でございまして、ほか二%に対して一%になつておるわけでございます。汽車、汽船を一割に下げたとき、それをどうするか、これを下げるか下げないかというようになことが論議になっておりましたが、まだ答申案では確定していませんが、たつたわけでございます。したがって、われわれは、答申案の数字をいたしまして、おきまして、航空機においては五%下げ、やはり半分にするということにいたしました。その結果が出て参りまして、減収の増加額が七億でございます。

は、この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

それから、物品税でございますが、これは調査会のはうは基本線を出しております。こまかいことは別にいたしまして、たとえば税率の控除は、現在の第二種の税率で三%から五%の八段階税率を、今度政府提案と同じように、二%を中心にして、四%、三%、一%、五%というようになると、それから課税範囲も思い切つて縮小するようにとか、かなり抽象的なことを言つておつたわけでございます。その当時調査会に、われわれのはうの、大体そのような方針に従いますとこのようになつてしまふという一つの減収見積もり額をお示ししているわけでございますが、その後いろいろこまかく

下げることにつきましては、調査会もその当時から見つておつたわけでございます。ただ、航空機に対する税率、これがちょうど現行でございまして、ほか二%に対して一%になつておるわけでございます。汽車、汽船を一割に下げたとき、それをどうするか、これを下げるか下げないかというようになことが論議になっておりましたが、まだ答申案では確定していませんが、たつたわけでございます。したがって、われわれは、答申案の数字をいたしまして、おきまして、航空機においては五%下げ、やはり半分にするということにいたしました。その結果が出て参りまして、減収の増加額が七億でございます。

は、この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

この制度はあまり好ましい制度ではないといふことを、いつもうたつております。それから、社会診療報酬についても、これは税制としては好ましいものではないといふことをうたつておりますが、そのとき、廃止するといふ前提で、実は減収額は立てて税制調査会にお示ししてはおりません。したがって、それは、何といひますか、答申面の事柄としては、好ましい制度ではないという結論は出ておりますが、税制調査会に基づく減収額はどのくらいになるかといふことを税制調査会にお示しする際には、これは減収額に立ててお示ししていません。したがって、増減関係には、形式的に申しますと、出て参らないということでございます。

○政府委員(村山雄雄君) 税制調査会は、税法の整理改善に関する基本方策いかんと、これが諸問事項でござい
ます。したがいまして、この三年間の
命題というものは、税負担を、どこを
どういふふうに減らす、どこをどうい

○國務大臣(水田三喜男君) 負担率は、この間申しましたように、なるだけ最初税制調査会が言ったような負担率になるように、「おおむね」という字も使っていますし、「程度」という字も使っていますし、そこへ努め

度は、一方税制調査会も、具体的に今年度の減税はこれが妥当だというものも示されておりますので、私どもは、大体その線に沿って政府の減税案を作った。作った結果が、パーセンテージとして二二・二になったということ

○木村禎八郎君 そんなのはいい加減な御答弁ですよ。税制調査会の答申を大臣よくお読みになっていると思うの

おるのではないですよ。大臣はよく国民所得との比率だけで論ずるわけにいかぬと、こう言われておりますが、税制調査会の答申では、これは国民所得の比率だけではなく、各税目について各国との比較、戦前との比較を詳細に

「税負担率のもつ意味」としてこういふふうに答申しておりますよ。われわれは、国民所得に対する税負担の割合が常に一定でなければならないとは考えないし、また税負担が適正に保たれているかぎりには、国民所得が増加すれば、国民の租税力も増加し、税負担の

かかわらず、第一次答申においても、また今回の答申においても、減税政策をとるべき基準として、国民所得に対する税負担の一定の割合を目標としたのは、つまり二〇%程度という割合

にしたのは、「さきに述べたように、個々の税目を通じて、種々の角度からの検討を加えた結果、わが国の各税の

そうしてその前段において、第一次答申においては大体二〇％程度、二〇・五％程度、三十五年ですね、この程度に努めるべきだということを答申しておる。しかもなお、所得倍増計画十年後における租税負担率については大体二％ですよ、十年後においては

何回もこまかしてきたのです。私はよくたんねんに読んでみたのです。どんなに大蔵大臣ごまかしても、大体この二〇〇程度、この租税負担率を実現するように努力すべきことが明白に書かれているわけです。これは答申の第一章の「税制の改善整備のための方策」の

○国務大臣(水田三喜男君) だから、申しましたように、一定の基準があるわけではございませんので、私どもは必ずしもそれにこだわるという考えは持っていないかった。また、税制調査会に

においても、これを無理に二〇%に今の段階においてしなければならぬというふうにも、実際は強い主張をしており

もう一つは、それならば本年度税制として各種目の検討、税目の検討をやつて、結果どのくらいいのものが至当かという答申を調査会に求めて、調査会の出してきた答申どおりとにかくわれわれはやるという方針で、これを中心に減税案を作る。それによってこの減税

度の国費の需要とからんでも限度ではなかったというふうに私は考えるということ、予算委員会ですら申したわけでございます。大きい努力だと思えます、これは。

○木村義八郎君　私は、前に大蔵大臣が、税制調査会の国民所得に対する税

だわらないということを、前に大蔵大臣は言われたのです。これは重大な訂正なんです、今までの方針と。それで、これは私は、大蔵大臣は取り消してもらいたいと思うのです。取り消す

べきですよ。そんな軽々に——税制調査会がいろんな角度から調査して、そうして出た結論なんです。しかも、こ

これは今後の国民負担に関する重大な問題です。今後の税制改正の基本となるものです。今後の、これは重大な問題です。大体、税負担率というものが基本になって、それからいろいろな間接税も直接税も減税措置が考えられるわけですから、この点がはっきりしておらなければ、今後国民の税負担率がどうなるかということがわかりませんし、それから、今大蔵大臣が歳出面から検討する必要があると言われましたが、税制調査会でもちゃんと検討しています。歳出面においても、たとえば減税のかわりに、減税しないで社会保障とか公共事業費とかそういう方面に使うということも、これは減税にあたって考慮しなきゃならない、これはもちろんであります。しかし、そういうことも検討して、なおかつ二〇〇程度の税負担率で十分社会保障費も公共事業費もまかなえるということ、これは成長率が高いからまかなえるということ、外国の例とも参照し、日本のこれまでの過去の実績とも勘案しながら、ちゃんと結論出しているのです。ですから、歳出面云々という問題は税制調査会で検討済みです。それは理由にならぬですよ。いかがですか。税制調査会の答申、お読みになっているでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) しかし、それはそう簡単にはいきませんで、税制としてはこうだといっても、国民所得が現実にあておれば、その税制のもとにおける税収の実績というものが経済の動きいかによって大きくふえたり減ったりしますし、それが経済がよくなった国民所得がふえて、同じ税制のもとにおいても増減はあるので、

大きく変わった場合に、これが国民負担が大体何%になるかという、今の政府は一応二二・二という見込みをつけたのですが、この税制によって今後経済が政府の予想しているような形にいかないで、非常な不況とかいうようなことが来た場合には、見込みの税収はうんと減って、国民負担はあるいは二〇%になるか二一%になるかわからないという問題を持っておるものでございいますから、これをびしっと合わせるということは実際にはできないということ、もう一つは、もしそれを正確にやるのだとするならば、税制調査会が二〇%になるような減税案をこしらえて示すというなら、これはまたいいのですが、そうじゃなくて、やはり減税はこの程度がしかるべきだということ、この国民負担との割合はできるだけそこに近づけるように、あの程度にできるだけ近づけるように政府が努力すべきだということを言っている。これを現実に基づいて合わせるというようなことは、私はできないと思うのです。税制だけから見ただけで、国民所得のふえ方、経済の動き方によって、負担がどういふふうになるかというふうなもの、これは一番最後に出てくる問題でありまして、現に三十六年度の当初予算でも、私もこれは二〇・七%とかいふふうで、そこで努力するつもりでそれだけの負担率を見ていたのですが、実績によって、経済が動いてしまったので、二二・八%という国民負担率になったということとでございいますから、これをびしっと合わせて、税制とその数字を合わせるというようなことはできないと思うのです。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○木村睦八郎君 それは、大蔵大臣、いろいろ、何というか、弁明されますけれども、よくこれをお読みになってもらいたい。それは、経済が変動するからなどと言っていますけれども、大体この作業は、非常に経済成長率が大きくなったから税負担が多くなったというけれども、これもちゃんと所得増進計画に基づく三十九年度の成長率を一応前提にしているわけですね。前提にしているのです。そういうこともちゃんと考慮に入れているのです。倍増計画というものがあつた、あれは、大体それを考慮に入れた、あらゆる角度からやばり検討されておるのです。大蔵大臣、いろいろ言われますが、言われたようなことは、ちゃんとこれを検討する場合は前提条件として、よく調査されております。私もいろんな疑問を持ちながらこれを読んでいったのですけれども、いろんな疑問の起こることに一つ一応触れております。一応調査しております。ですから、もう少しまじめにこれは私はお考えになる必要があるのです。原則論と、それから今の事態における適用ということ、区別してちゃんと書いてあるのですから、原則的には、経済が成長して国民所得がふえる場合に税負担もふえるから負担率が高くなるのは、これは否定するものではない、こういうことをはっきり——税負担の割合も上昇してくることは当然だと考えている。これは原則論ですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) むろん、

私はこだわらぬと言ったのは原則論でございませう。これは原則論です。で、そういう原則がある以上は、現実の中にも原則がしみ込んでいないというところはございませう、そういう原則の線に沿ってやはり現実が動いているのですから、当分の間と言つても、この当分という二、三年の期間に日本の経済が非常に大きく伸びた、この激動期の当分ですから、この当分の中に厳密に二〇%にこだわれない要素というものがすでに入り込んできているのでございませうから、私は昨年この経済の伸び方を見て、これは二〇%というものに縛られたらたいへんだ、日本の経済がこういう動き方を示してきたら、ここで原則にはこだわらぬ、この原則が現実にも無関係じゃございませんで、そういう点において、将来、この次の税制改革をやった結果、びつたりと二〇%になるという期待を持たれたのでは困るので、私はこれにはこだわらないということで取り消しをしておいたのですから、これを今また取り消したのではたいへんです。私はどうしてもそうなると思うのです。日本が伸びていく限りは今後そういう傾向をとっていくのだという原則的な方向というものは、これはもうはつきりするもので、これはお互いが認めて、そうして現実にはこれはできるだけ縮めて、原則はそうであつても、この負担率というものをできるだけ下げ努力を政府がすべきものだ。その努力としては、今度も相当私どもは努力は払っているということが言えるでしょうし、また税制調査会自身も、この答申を出すことによって、結果、計算して二〇%になるとはおそらく考え

ておりませうし、原則論としてはこうで、当分そういう努力は政府もすべきだが、これは少しあの減税案によつたら、二〇%以上に負担率はなるのだということは、あらかじめ大体みな承知しての答申でございませうし、これは私どももこの答申どおりの減税案をやつたら、二〇%にはこれはおさまらないものでございませう、これは二二%をこえたということにはなるわけでございますが、三十六年度の負担率よりはるかに下げるといふ努力をまあして、答申の趣旨に沿つては私どもは努力はしたつもりでございませう。

○木村義八郎君 まあ一歩、多少後退したようですが、原則論であるということとはまあ認められるわけですね。そうして、ここ当分という現実の税制改正にあたっては、大体二〇%程度という答申の趣旨は、これは尊重するんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) ええ、尊重します。

○木村義八郎君 しますね。しかし、原則論も現実の施策に反映する必要があると言われたのですから、その点は私もこだわらなせん。しかし、大体二〇%程度というのを、二二・三%というのは、いかに原則を認めても、これは私は行き過ぎだと思ふのです。なぜならば、所得倍増十年計画は、十年後において大体二二%なんです。二一・〇五%です。十年後において二一・〇五%が、もう現実には二二・三%になつてしまつていくのです。これでは、その原則論は認めて、今の二〇%から漸進的に負担率がふえるという理解をしても、あまりに負担率がこれは大き過ぎると思ふのです。ですから、

私が大体二〇・七%とか八%とかね、あるいは二二%弱くらいならば、この二〇%の線に沿うたとは言えますけれども、二二・三%は何と云つたつてこの答申の線に沿うていない。今、大蔵大臣は、現実問題としては二〇%程度というものは承認されたのですが、それで訂正されることですよ、前のことを。訂正されることですよ、現実論としては。原則論は、その負担率がだんだんに高くなるということ、これは私も認めます。しかし、それが二〇%がいくらかどうか、これは税制調査会の見解もまた違ふのでありますから、二〇%幾らであつてもいいと思ふ。租税構造は累進構造でしょう。ですから、負担率と同じでも租税収入はふえるのですよ、累進構造になつておられますから。所得がふえれば税収はふえていくのでありますから、決して財源には困りませうし、社会保障費、公共事業費等の支出に困らないのです。過去の実績を検討しましても、公共事業費、社会保障費はかなりふえておりますけれども、大体これまで二〇%程度の負担率でやってきておるのです。すなわち、大蔵大臣、前に二〇%にとられぬと言つたのは、あれは原則論であつて、実際の施策についてはこの答申のやはり趣旨を尊重して、大体二〇%程度の負担率でいくべきである、こういうふうに考えるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりで、趣旨は尊重します。趣旨は尊重しますが、この答申でも、この二〇%にくぎづけしろということはおおむね言つておりませうし、おおむねその程度に常になるように努力すべきであるという趣旨でございませう、この趣旨は私は尊重します。

で、また原則論としては、年々負担率というものは上がつていく方向にあるということは、まあそのとおりで、しかし現実においては、できるだけ一定の基準に保つように努力しろということでございますから、そういう努力をしようとするのでしたら、今おっしゃられるように、累進構造の税制ですと、国民所得がふえれば、これは税収のふえ方のほうが上がつていくということになりますから、そうなりますと、この減税というものは、一年減税政策をやつたから済むというものでなく、毎年の実績を見て、国民負担率の動向を見て、これはほとんど年中行事的に減税というものはやつていかなければ、今言つたような一定の基準になるだけ近づかせるというようなことはできませんから、したがつて、減税ということはおそらく今後これは年中行事的な仕事になつていくんだらうと、こういうふうには予想しております。予想しているということは、その趣旨に沿つて、趣旨を尊重するという意味ですが、二〇%というものにこだわるといふことは、現実問題としても私はできないだらうと思ひます。

○木村義八郎君 大蔵大臣は、こだわると言われますが、私はきちんとして二〇%でなければならぬということと二〇%でなければならぬというのとを言っていないのです。二〇・五%程度、大体二〇%程度ですね。ですから、二〇・五%、あるいは二二・七%、八%、その程度は、ほぼ二〇%と言えらるでしょう。ところが、二二・三%というのは、これは非常に開きがあるわけですから、尊重しているとは思ひません。

○国務大臣(水田三喜男君) そうしますという問題は、国の施策というふうなもの、もうあまり強化しない、財政の果たすべきいろいろな問題があつても、これはできるだけ押えてしまつておくということを前提にするなら、これは今後といへども税収がふえてくる、国費の需要との関係で、そういうことはできると思ひますが、しかし私は、経済が伸びていき国民生活の水準が上がつていくにつれて、政治は複雑になりますし、社会格差の問題が当然出てきますし、そういう問題に対する配慮がまた次の経済安定成長への基礎でございませうから、そういうことを考えましたら、今後財政の役割というものは年々多くなつて、予算の需要というものは非常に多くなつていく傾向を考へておりますので、問題は、常にやはり一方支出との関連で減税政策も調整さるべきものでありますので、税制というだけから判断できない問題を私は持つておらうと思ひます。

○木村義八郎君 先ほど大蔵大臣が、今の税制は累進構造であるから、租税負担率が同じでも税収はふえる。大体弾力性は、税制調査会のあれでは、国民所得が一ふえた場合税収は一・六ふえますから、六割よけいふえる、こういう過去の実績があるわけですね。大体それは学界でも承認されていくわけですね。これは景気情勢によつて違ひますが、税負担率が同じでも、国民所得が多くなつてくれば歳入が多くなるのでありますから、弾力性は一・六でしよう。ことに日本の場合は、諸外国と比べて最近成長率が大きいから、非常に

その開きが大きいのです。所得の伸びに対して、税収の伸びは非常に大きい。ことに法人税あるいは個人所得について、非常に大きいです。間接税は、まあ少しそれよりは低いでありましょう。ですから、その他の政策費を犠牲にしても、そういうことをやらないで減税ばかりやれ、やるということになるかというところ、そういうこともちゃんとこの中で検討してあるわけなんです。ですから、それは専門的な学者でございまして、いろいろな角度から検討してある、かなりいい答申です。これを詳細に読んでみましたが、非常に有益でありますし、今私は日本においてこのくらいの税制に関する調査というものは、これはあまりないと思うのです。いろいろな角度から、いろいろな資料を集めて、非常にいい答申です。必ずしも全部賛成というわけではないのでございまして、非常に常識に教えられるところもあります。ですから、やはりあの答申の一番基本的な線においては、私はそのこまかいところについては、これは立場の相違というところで、ある程度はやむを得ない場合もあり得ますけれども、今後も所得の伸びにつれて税収がふえます。また減税をずっと今後も引き続いてやられていくというのでしょう。その場合に一番重要なのは、負担率の問題なんですよ。これは御承知のとおりで、私が言うまでもないのでありますけれども、これについて私はひどいように今質問しておるのは、今後の国民の税負担との関係、税制改正にずっと大きな影響を持つ。

これは、当面三十七年度においてはもっと減税すべきだったのです。しかも、三十六年度は二・八%なんという、およそ答申とは非常にかけ離れた税負担率になっている。にもかかわらず、年度内減税をやらない。年度内減税をやらないならば、三十七年度はもっと減税をすべきなんです。なぜやらないで、歳出を非常にふやして、そうしてブレンジャー・グループに押されて放漫なる歳出をふやしたか。ですから、この点、大抵私は二〇%をきちんと守れと言っているじゃないですか。大抵二〇%前後の線ですね、今後の税制改正の場合はその線を大体貫いていかれるかどうか。つまり、答申の原則論を承認されたわけですが、これは私も承認します。しかし、今度はそれを實際面においてこの当分の間は大体二〇%程度と言っているんですが、この点を大蔵大臣は一応承認されたわけなんです。その線が今後とも税制改正を考えていられるかどうか、重ねてお伺いしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) もう、ですから、調査会の答申の趣旨は十分に尊重する。そうして現実に年度々々の減税案については、やはり調査会の答申を尊重してやっていくというのが一番いいと思います。政府にたくさん調査会、審議会がございまして、これくらい実質的に専門家が集まって審議してその功をあげている審議会というのはあまりございません。あなたのおっしゃられるとおりで、百七十回もあれだけ多忙な人たちが忙しい仕事を犠牲にして実質審議をやっているという委員会は、めったにございません。そこで討議されたこの答申でございまして、私もこれは十分に尊重したいと思ひます。したがって、年度の、今年度の減税案も、先ほどから申し上げておりますとおり、調査会の答申を尊重して、ほとんど実質的には少しもたいして違わない、全面的にこの案によって政府案を作ったといういきさつでございまして。

○木村義八郎君 今年度において尊重されると言われるんですが、尊重されればもっと減税をしなればならぬ。国民所得は大抵十四兆ぐらいですね。それに二〇%としましたら、大抵三千億ぐらいの減税をしなければならぬですよ。尊重していいじゃないやありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) ですから、さっき言っているように、さっきから申し上げておりますように、この答申案を出すについては、税制調査会自身もこれは二〇%前後の負担になるといふことは承知しない答申案ではございせんが、この線に沿ってお互いが努力すべきであるが、今年度はこの程度の減税は至当だという答申が出ましたので、この答申どおりに私もはやっているというところは、税制調査会においても、私もどおりに、あの趣旨に沿った努力はする。努力の現われ方にはありまするが、びったりそういうふうにはならぬということ、これはあらかじめわかっている答申だと私は思っております。

○木村義八郎君 税制調査会が答申を出した時期は昨年の十二月です。よ。そこで、三十七年度の国民所得の推移についてもまだよくわからぬと思ひます。ことに三十六年度において、また三十六年度の自然増収が非常にたくさんあったわけですが、そういうことはちょっと予想しなかったと思うのです。ですから、あの当時の時点において千七百億の国税、地方税を通ずる減税を答申したのです。で、私は伺いますが、千七百億の国税、地方税を通ずる減税を答申したときのこの税制調査会は、国民所得を幾らと見ておりますか。

○政府委員(村山善雄君) 当時、今年度の経済の見通しにつきましてはいろいろ言われておりました、まだはっきりしない段階でございました。当時は、たしか企画庁の内部では七%くらいじゃなからうかというような段階でございました。税収が現行法ベースで幾ら当初予算に比べて出るであろうという推計をその段階でいたしまして、なかなかわかりませんでした。が、調査会での検討の基礎は四千五百億以上、ことによると五千億くらいまでいくかもしれない、これくらいの感覚で、ひとつそういう感覚のもとに御審議願いたいというようにことを申し上げております。したがって、今度の自然増収の当初予算に対する増収額は四千八百七億でございまして、予算に組みましたのが、当時の状況で四千五百億から五千億の間、それから経済企画庁では七%くらいの国民所得の増加ではなからうかというような段階での審議でございまして。しかし、いざいざいざいざい、非常ににはつきりしない段階でいろいろ話を詰めていった、こういうことでございまして。

○木村義八郎君 その後、国民所得も三十六年度の当初予算をきめるときとまた違ってきておりましたね。改訂されておりますね、あとになってから。ですから、当初予算のときの基礎になつた国民所得を前提として考えるのと、それからあとで改訂された国民所得、これに基づいて考えるのと、非常に違うと思うのです。私は、今の時点でもし税制調査会が答申するとして、千七百億どころじゃないと思うのです。前の十二月の時点において千七百億という答申をしたのですから。ですから、大蔵大臣は非常にずるいのです。そこをずらして、あの当時の情勢を現時点に当てはめて、国民所得は非常にふえておる、そのところと非常に情勢が変わつておるのですが、それを変わった時点において適用して、税制調査会の答申は尊重しておる尊重しておると言ひますけれども、時点が違ふのです。この点を大蔵大臣はどうお考えですか。時点が私は違ふと思う。あの当時の、答申した当時の国民所得なり税収の見通しと現在の情勢は違ひます。違ふなければならぬ、その後非常に著しく変わつてきておるのですから。

○国務大臣(水田三喜男君) 税制調査会が最後に答申を出す前にございまして、今主税局長が述べましたように、大抵どのくらいを見るかという問題がございまして、大蔵省としてはこれくらいじゃないかと出したのは、今言つたように大ざっぱな数字で四千五百億から五千億、一応そのことを頭に入れて税制調査会も審議していただくわけでございますが、實際においてその後三十七年度の総生産伸び率を五・四%ということになりましたので、見方は当時よりは少し伸び率が少なく見えておるという形になっております。で、自然増の見込みも、そのときのちょうど中間、四千八百億円ということでございますので、当時の見方と大きい狂

○政府委員（村山達雄君） 千二百六十億。

十六億でございます、一億の差額でございます。

かったというこのために、主としてそれを理由にしまして、これだけにな

して、予算に今度出しました政府当局の減税額によりますと、千五百八十六

違った最大の理由だということです。

○%当分の間」は、それを動かしや
なとか、その辺にきづけされなけ
ればいかぬという議論というものは私
はおかしいと思うのです。これはもう
そのとおりじゃないですか。

○木村福八郎君 私は、二〇%にくぎ
づけするとは言っていないじゃありま
せんか。だから、言っていないんだか
ら、われわれは答申の趣旨はほぼ現状
程度というのは、二〇%程度というん
です。程度だから、その前後多少ある
んです。倍増十カ年計画で二・一五%
じゃありませんか。今それは上回って
おるわけです、二・三%。その点を
言っている。ですから、二〇%きち
とやらなければいけないと言っていな
いんですから、大体二〇%程度とい
うこの税制調査会の答申を尊重されるか
と聞いているのです。

○國務大臣(水田三喜男君) だから、
尊重して、税制調査会の言っていると

ころの、おおむねその程度になるように努力するという点においては、私も全く賛成で、おおむねその程度になるように努力はいたしたいと言っておりますので、同じじゃないですか。何%になれというのではなくて、おおむねその程度になるように努力をするということについては、異論はございません。

○平林剛君 僕は、数字は総理や水田さんはどうまいほうじゃないから、別な角度から、今の税の負担率を尊重する必要があるかどうか。今大臣が答弁をされているように、今度の減税案を中心に考慮すると、それに固執されちゃ困るものだから、負担率なんていうそれは原則論というものがあって、

所得が伸びていけば伸びていくものだらう。国民所得水準、消費水準、いろいろなものとの関係でこれはきまると思ふのですが、これは一番むずかしい問題で、これでいいのだということは言いませんけれども、たとえば独身者におきましては、今度の減税によつて年に十四万幾らかの所得者に初めて税はかかるということ、独身者の最低生活限度額が十四万でいいか悪いかにいうこの認定はむずかしいのでござい

ます。結局、国民所得水準、生活水準と申しますか、これが上がっていくのに従つて、この限度もこれは変わっていくということと、重いか軽いかというものが、結局は国民生活の実態から判断していかねければこれはきめられない、国民所得と税収との割合だけできめられる問題じゃない、私はそういうふう

に考えます。所得の低いときには、税負担が極度に悪くなれば、これは国民にとつては負担が重いということになろうと思ひます。十萬円の所得者に対して一割の負担といつても、あと九万円

で生活せよということですから、この一割の負担というものは、負担率としては一割であつても、実質の負担といふものは非常に重いということが言えるでしょうし、所得百萬元の人に対して三割の負担といつたら、それがきついかと申しますと、残り七十万円

で生活するといふことだつたら、九万円生活する一割と七十万円生活する三割の負担者といつたら、まだ百万円の所得の三割の負担のほうが楽だといふことが言えまじやうし、結局各国のあれを見ましても、国民所得が多い国ほど税の負担率は多くて、西洋諸国にお

いてもみな三〇%ずつ、先進国といふのは二七%以上の税負担率ということになっておることから見ましても、日本の税負担率は今二二%で、率から見たら非常に低くは低いのですが、国民所得の実態から見ましたら、諸外国に比べてまだ日本の税金は高いといふことが言えるので、したがつて、税の負担率といふものは今後国民生活の向

上の内容、所得の水準、いろんなものから重いか軽いかというのをはきめらるべきものであつて、これはただ所得と税収との比率で重いか軽いかといふのは私はきめられるものじゃないと思ひます。

○平林剛君 私は、しばらく大蔵委員会を留守にしたものだから、こまかいことをわかりませんけれども、衆議院や参議院の大蔵委員会において税法の問題を議論した質疑応答を一わたり読んでみると、大蔵大臣の考え方は少し便宜主義的な考え方が非常に多いのじゃないかという感じが受けた。それが今の税負担率に関する木村さんとの議論に現れてゐるわけだ。衆議院の大蔵委員会でも、たとえばビールの税金が今度少し減税になるわけですが、高いと思ひますか安いと思ひますかと言つたら、大蔵大臣は、いや今度減税したけれども高いと思ひてゐる、こつち言われまじやうね。ああいうときは、何を基準で高いとか安いとか考えられたのですか。

○平林剛君 だから、ビールとか、あとで私も大蔵大臣にお尋ねしようと思つておるのですが、たばこの税金が高いとか安いとかいふのは、税率を基礎にしてものを考えることが多いでしょう。それと同じように、一般の国民の税金が高いとか安いとか、これは負担を越えていくとか越えていないとかいふのは、やっぱり税率といふものが、税の負担率といふものがある程度基礎にならなければいけないし、

それがどんな——それは生活の最低生活の限度といふことももちろん考慮に入れますけれども、やっぱり一つのものとしては、税の負担率といふことがあつたとして、は相当重点に考へてもらなければいけないのじゃないでしょうか。どうですか。

○平林剛君 だけれども、高いとか安いとか判断したとき、税率といふものを頭に判れて高いとか安いとかあなた言つたのじゃないですか。国民の所得がふえていく、そういうときには税率は高くなつてもしょうがないというよう

な議論からいくと、今度の酒税の減税は悪いとは言ひませんが、あなた、その点非常に矛盾があるのじゃないかといふことを私言いたいのです。

○平林剛君 だけれども、高いとか安いとか判断したとき、税率といふものを頭に判れて高いとか安いとかあなた言つたのじゃないですか。国民の所得がふえていく、そういうときには税率は高くなつてもしょうがないというよう

な議論からいくと、今度の酒税の減税は悪いとは言ひませんが、あなた、その点非常に矛盾があるのじゃないかといふことを私言いたいのです。

○政府委員(村山達雄君) 今ビールの税率が出ましたが、これは実際申しま

す、高いか安いとかいふことがほとんどにどんびりわかれれば、ほとんど問題ないのだらうと思ふのでござい

ます。非常にむずかしい問題でございまして、税制調査会でもこの問題をどういふ角度からやるのか、結論からい

いますと、あらゆる角度から検討しな

くちやいかぬといふこととでございま

す。

い、予算を計上したということになっておりますので、ただいまのところははっきりつかめませんが、三十五年度においては三百億円ぐらいの推定が出されました。

○平林剛君 この税外負担の問題では、またあらためて大蔵大臣にお願いをしたい。それから、引き続きこの税外負担を縮小していくための努力をしていかなければいかぬと思いますので、こまかい資料があったら、村山さん、あなたのほうの管轄じゃないかもしれないが、こまかい資料をもらいたいと思っておりますから、委員長のほうもお願いします。

そこで、たばこの問題についてお伺いしたい。今度のいろいろの税法の中で私一番気に入らないのは、たばこについて減税がなかったということなんです。特に大蔵大臣もたばこを、さつきから見てるとだいたいお吸いになるようでありまして、これは大蔵大臣がたばこを吸っても、ピースなら四十円だし、ホープなら四十円だというぐらいいで、所得にかかわらず同じ一定額でたばこの定価がきまっておるわけでありまして、だから、たばこ好きの者について、二万円の月給取りでも、やはりピースなら四十円で売ると、大蔵大臣でもピースなら四十円で売ると、こういう意味では、低所得階層になるに従って、たばこの経費というものはばかにならないのではないだろうか。だから、今日のような状態においては、特に低所得階層の生活実態の内容をよくするという意味でも、たばこのようなものについては、その価格を検討したらどうだろうかと思はれておりました。

特に税率は、大蔵大臣もすでに御承知だと思つたのでございすけれども、ピースのようなたばこですというところ、その税率は六六・四％の高率になるわけですね。かりに所得税がこのくらい取られておりましたら、どの国民も目を丸くして怒るのでありますけれども、たばこがピースで六六・四％の高率が課せられておりましたも、ふだん気がつかないで取られておる。また、ホープは六六・七％、ハイライトは六六・五％、光が六二・四％という具合に、いずれも高い税率になっているわけなんです。ところが、新生やバットを見ますと、というと、新生でも六五・三％。パットで六二・九％、こういう具合に、比較的所得階層が吸いますいわゆる大衆たばこを見ても、ピースと新生と少しも税率は変わってはおらぬ。そして、ただいま申し上げたように高い税率。この一年間におけるたばこに消費する大衆の傾向を考へてみても、これはばかにできない、高額の税金を支払っているという勘定になるわけなんです。

だから、私は、もしビール、酒というものが今日の大衆の生活に食い込んでおつて、そうしてこの税率を下げて安くするというならば、同時にたばこも考へてもらいたかった、こう思っているんですが、今回どういうわけか、たばこを除外されてしまったのか、大蔵大臣としてもこれについてどういうお考えを持っておられるか、私はこの機会にお尋ねしておきたいと思つた。

○国務大臣(水田三喜男君) 個人としては、たばこの減税を今度やりたかったわけでありまして、また、税制調査会も間接税の検討の際に、一応た

ばこをどうするかという問題について十分これは検討いたしました。その結果、たばこの専売益金率というふうなもの、戦前と比べて特に著しくふえているという状態でもないというところ、したがって、小売の値段も、諸外国との比較において日本のたばこは特別に高いという実情にないというところ、それからいわゆる物価倍率で、各物価が戦前の物価の何倍に今なっているかという角度から見ますと、いうと、たばこの値段というものは倍率においてまだ他のものよりもむしろ低いということ、それから葉たばこの値段、そのほか経費の増高、そういうふうな傾向がこの二、三年ずっと続いているのに、たばこは三十一年にきめられた価格を事実上現在全部据え置きに、途中で値上げをやっていない、というふうな事実から、実質的にはむしろ他の物品税のあり方、酒の税等に比べて、まだほかのほうの間接税をさわるほうがこの際は緊急というわけでもありませんが、そのほうがまだ重要だということ、そういう結論になりました。

そこで、せめて大衆たばこについての値下げだけ今度ということも考へましたが、それならば、問題は一括して次年度の検討にまかせることがこの際妥当かどうかということで、今後の問題にこれを残してございすので、引き続きこの問題についての検討はしたい、こう思ひます。

○平林剛君 大体、ことはできなかつたけれども、来年はこの問題について検討するというお話がありましたから、あまりきょうは申し上げませんけれども、先ほど私が指摘したとおり

に、ピースやハイライトが六六・四、六六・五に対して、新生やバットでさえも六五・三とか六二・九という同じ税率が課せられていくわけなんです。これは税率の面から見ると、少し低額所得者に対して苛酷な税率になっていると

わゆる税法から見ると、少し低額所得者に対して苛酷な税率になっているというところ、これはいかなぬ事実です。酒の場合には、特級を飲む人に対しては今度下がりまして、今私が申し上げる数字は違ふかも知れませんが、今日までは特級の場合には税率が五六・七だった。一級酒になりますというところ、四六・四と下がってくるわけなんです。二級酒になると三五・一という具合に、大衆酒になるに従って税率が下がっているわけなんです。たばこの場合はあべこべなんです。全部税率が同じような水準になっている。そればかりじゃない。グローリアとかパンドールという葉巻たばこ、御存じでしょうね。あれの税率考へてごらん下さい。あれは五〇％の税率になっていますよ。新生とかパットのようなものは、六五・三とかあるいは六二・九という高額の課税をしておきながら、パンドールとかグローリアとかいう、比較的高額所得者が吸うであろう葉巻たばこのほうが税率が低い。これはあべこべだと思ふ、酒から比べて見ると。だから、そういう意味からいいますと、私はやはり大衆のたばこを目ざしておる、現在の状況から目ざしておる大衆たばこ、少なくとも新生とかパットというものは、この際値下げをすべきでなかつたか、こういう考へを持っておるわけなんです。

それから、専売公社自体でも、今日いろいろな機械が入って参りまして、

新しい工場が建設をされる。設備投資にもかなり重点を置いて計画が進められておりますけれども、戦前やあるいは基準年度を比較しますというところ、その生産量、生産性というの著しく高まっている。普通の企業ですと、生産性が高まってくる、あるいはその製造能力が大きくなれば、たばこを安くしていかなければならぬというのが常識だと思ふ。これはたばこを税と見るか商品と見るかによつてずいぶん違ふでしょうけれども、それだけの設備能力を持ち、たぐさんの製造能力になつてき、生産性が高まっているとすれば、少しは大衆に還元をしていくという考へ方がなくちゃならぬじゃないだろうか。

私は、やはりある程度そういう考へがなければいかぬ。今、大蔵大臣は、いや、このごろ価格は据え置きになっているとおっしゃるけれども、それは確かに値上げはなかつたですよ。値上げなんかしたら、とんでもないことになる。値上げはなかつたけれども、生産性、それからいろいろな設備拡張その他から考へすれば、当然ある程度大衆のサービスという面もこの際考へていくべきでないだろうかと思ふ。今の税率の比較からいいますと、あるいは生産性の向上という点から見ても、今度ほんとうはある程度無理をしても、酒を下げるならば、たばこも下げるべきでなかつたかと思ひます。大蔵大臣に注意を喚起しておきたい。来年度はぜひこの問題を真剣に考へてもらいたい。ただ検討するといふだけでなくて、今大臣があげられた理由によると、永久にたばこの価格は引き下げはできないようなこと

になつてしまふ、今のあげられた理由だけなら、そうでなくて、衆議院の大蔵委員会でも、またたいていでも、来年度引き続き検討するとおっしゃられた以上は、その検討ということとは積極的、たゞいま申し上げたような事実が現実となつて現われるようにやるのだという程度のこととは、おっしゃっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) それは、そのつもりで検討しております。ただ、このたびはこみたいなものは嗜好品でございますので、最近の傾向を見ても、低所得者といわれる人が安いタバコを吸うということではなくて、嗜好品である以上はこれはやむを得ません、その実際にタバコを吸う層の問題は複雑になつておりました、低所得者のほうが趣味の上から高いタバコを吸う傾向というふうなものもありますから、これを大衆タバコとして、今低いたばこをたば下げるというだけでいいかどうかという、そうも言えない。いろいろな問題がございますから、たばこ問題は全体としてこれはもう一ぺんほんとうに検討しなければならぬというふうなことになる、今度は間に合はなかつたという次第でございますので、引き続きこの問題は研究したいと思ひます。

○平林剛君 割合といひ回答だけれども、どうも今たばこが嗜好品だなどというお話があつたから、大臣はその点の認識が違ふのじゃないか。予算のことは水田大蔵大臣におまかせし、数字のことは池田総理におまかせするけれども、たばこのことはこの平林にも少しまかせていただきたい。嗜好品などという感じのものをじゃないと思ひます、今の国民生活から見ても、あな

た、たばこをやめろと言われれば、びたつとやめられるようなものになつていすか。私はそういう点の認識というものがかなり違ふのじゃないかと思ひます。

まあ、きょうはこの程度にしまして、次年度はよく大衆タバコについての減税を施行してもらいたいというのとだけ要望して、とどめておきたいと思ひます。

○理事(上林忠次君) 午前中の審議はこれにて休憩にしまして、午後は一時半から続行します。

午後一時四十五分休憩

午後一時四十七分開会
○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法案、酒税法等の一部を改正する法律案、以上四件を一括議題といたします。質疑のある方は、順次、御発言願ひます。

○荒木正三郎君 午前中の質問に関連しての質問ですが、これは若干前に私質問をしたのですが、国民所得に対する税負担の割合です、これはちょっと水かけ論のような格好になつてゐるわけですが、しかし将来経済の成長につれて税負担の割合が増加するといふことはわかります、これはね。

けれども、それでは増加する、どういふ率で増加していくのかという点を、はつきりさせておかないと、国民の税負担が非常に重くなつてくるのじゃないかという心配があるわけですね。その資料は税制調査会が検討し

た際に使われておる資料ですが、昭和二十六年から昭和三十一年まで、この十年の国民所得の増加がどういふ割合でふえてゐるかという資料が出てゐるわけですね。で、それに対して国民の国税の負担がどういふ割合で伸びてゐるかという、まあそういう資料があるわけですね。これによりまして、この十年の国民所得の増加の割合は平均して一三・一%、こういう数字が出てゐるわけですね。それに対してこの税金のほうはどういふふうな方をしてゐるかという、一三・一%に対して二一・八%という数字が出てゐるわけですね。で、この数字を見ると、国民所得の増加の割合は十年間の平均で一三・一%、これに対して税の増加の割合は二一・八%で、この増加の率だけを見ると、税のほうは非常にふえ方が大きい、こういうことがはつきり言えると思ひます。

それがね、これは見方によつて、国民所得と税負担との関係にアンバランスが来ているのじゃないかというふうな一応の考え方ができるのじゃないかと。で、大体国民所得の伸びに対しては税の伸びが一・六倍くらいになつてゐる、こういう数字に私なつてゐる、すね。このことについてどういふ、これは大蔵大臣に私質問をしようと思ひたのです。これは政治的な判断も必要とするのじゃないかと思ひますから、主税局長にお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃるように、国民の所得の伸びに對しまして税の伸びのほうは強いわけでございます。これを内容で見ても、これは所得税は累進構造でございますので、これは当然でございます。国民所得は

もちろん分配国民所得でございます。で、個人所得がその全体の分配国民所得に對してさらにどういふ具合に伸びてゐるかという問題が一つでございます。が、同じ率であるとしても、累進構造のために伸びていきます。それから、法人税は、実績を見ますと、国民所得の伸びよりも法人税の伸びが非常に強くなります。したがって、これは比例税率でありまして、なおふえるという関係がございます。それから、間接消費税は、おおむね国民所得の伸びとやペラレルでございます。したがって、その税収の伸びはほぼ同じく、この形になつてゐる。

しかし、物品税でございますと、これは消費の態様が耐久消費財に今相当集中しております。この消費の伸びは、国民所得の伸びよりも相当強うござい

ます。で、そういうおもところは、法人税、それから所得税、それから物品税、この三つが大きなその作用をなしているわけでありまして、この程度は、年々によつて相当違ふわけでございます。過去十年、今私の手元にござい

ます。その十一年度の平均でございますが、大体傾向は先生のおっしゃつたような形が出ております。大体同じことでございますが、年によりましてこれが非常に違つてゐるということでございます。したがって、各一年、毎年どういふ形になるかというところは、なかなか想定できませんが、今までのところを見ますと、主としてこの三税がその牽引力になりまして、おっしゃる

ように、国民所得の伸びよりも相当程度税収の伸びが出てゐる、こういう結果になつてゐるわけでございます。○荒木正三郎君 まあそういうことか、税の取り過ぎが行なわれてゐるの

じゃないかという点を考える必要があると思ひます。今の課税が適当であるかどうかですね、そういう点との関係が私はあると思ひます。国民所得の伸びに對して税の負担の伸びが非常に大きいということですね。その関係はどれぐらいの関係がいいのか、これは私、将来の問題として非常に重要に考へておるわけなんです。だんだん国民経済が拡張して国民所得が増加していく、それにつれて担税力もふえてきますけれども、それをどのぐらいの率にとどめるのが一番妥当であるかという大体的目安というものがなく、まあ政府は、悪い言葉ですけども、なかなか減税をやらぬ、どんどん税金を取つていくという傾向になつていくのじゃないかと思ひます。だから、大体的目安というものがきまつておれば、国民も安心すると思ひます。おとしから去年にかけて非常に、相当国民所得は伸びたわけですね。したがって、税も非常に増加した。しかし、それは減税というのはほとんどなされなかつた、われわれからいへば、われわれだけじゃない、数字の上からいへば、去年一千億、ことし一千億、そういう小さい数字です。しかし、税の伸びは非常に大きいものです。そうすると、国民は、働いて、そして所得がふえたら、ごっそり税金に取られてしまふという感じを持ってゐます。また、それが実情ではないかと思ひます。そういう不安な状態に置かれてなして、国民所得がふえていけば、

政府はどのくらい、それに見合う率としてどのくらいふえていったら、いわゆる健全なかというふうな関係がはつきりしてくる。これはむずかしい問題ですが、そういう観点から、この伸びの比較、どのくらいの率がいいと考えているか、説明を求めたい。

○政府委員(村山達雄君) どの率がいいかというところは出ないかと思ひます。それで、今お話しした点は、実は当初見積もりと決算の数字が違つてきたというところに問題があるわけでございます。しかも、その後経済指標が見通しと違つたために、主としてその原因から非常な税率が上がつてきます。当初予算段階での見積もりに基づく所得の伸びに対する税率の伸びの弾力性は、もちろんそこでは計算できません。決算で現れましたところで、国民所得の伸びが決算的に幾らであつた、税率が幾らであつた、したがつて対前年度の決算に対して、決算上の国民所得の伸びが対税率の伸び、これも出るわけでございます。しかし、当初と決算が違ふというところは、経済の動きが見通しどおりになつたということでございます。

今の点でございますが、われわれもいろいろ研究してみましたが、その年によつて非常に違ひまして、何がいかということとはなかなか申し上げかねるわけでございます。先ほど先生が申されましたように、これは二十七年から三十五年までの平均が一・四六になつておりますが、一番高いときが、たとえば弾力性が、三十二年の二・二

というときがあつたかと思ひますと、三十三年のように〇・一四、所得は伸びてゐるのに税のほうはその一割四分しか伸びてゐない、こういう年もあるわけでございます。これはまあいづれも結果の数字でございます。各税ごとにその伸び方が違つてゐるわけでございます。ですから、適正な弾力性を初めから想定して、それで予算を押さへるとか、あるいは税制をそれに合わせるというところは、なかなかむずかしいのではなからうか。やはり個々に、税目ごとに積み上げて、その負担がどうであるか、で、総体計算として、たとえば全体の負担率を見ると、所得の水準を見ると、こういうこと以外には、なかなかむずかしいのではなからうかと思つておるわけでございます。

○荒木正三郎君 午前中の質疑では、国民所得に対する税率の割合を大体二〇%、税制調査会の答申ですね、これが妥当でないかとの質問に対して、大蔵大臣は、非常にいい、必ずしも拘泥されないという答弁をしておられた。その理由としては、国民所得がふえてくれば税負担の割合もふえてくるのは当然じゃないか、こういうお話であつた。これは、原則としてはそういうことはいえらると思ふ。しかし、ば、原則論として、国民所得がどの程度ふえていけば税負担の伸びはどの程度にすればいいかということが、当然私は出てこなければならぬと思ふのです。それが出てこないで、国民所得がふえれば税負担の率はふえても、いというふうな原則論を主張している、どこまで税金を取られるかわからぬという心配が起つてくるのです。だから、国民所得の伸びに対して

税負担の伸びはどれくらいが適當であるかという考へが、一応私は政府にききたいかぬと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(村山達雄君) それは、たとえば現在においてある一定率をきめられるか、機械的に、これがむずかしいといひます。結局伸びに對して幾らでなくちゃならぬかということも出ないわけでございます。答申に述べておりますように、そういう意味の一律の基準というものはないのである。答申は結局、現状は非常にほかの国に比べて、先進国に比べて重い。先進国並みにどんどん進んでいくためには減税施策は重要である。で、一つのめどとして、二〇%というものを考えるべきである、こう言つてゐるわけでございます。ですから、今のような現状において一定率がむずかしいと同じように、将来における国民所得の伸びを考へまして、その場合の率は幾らかということも、機械的にはむずかしい問題だと思つております。

○荒木正三郎君 それは機械的にむずかしいといつても、大まかに押さへることではできませんか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し上げましたように、国民所得が一伸びた場合に、結果的にどうなるかというところは、税の各税目毎の伸びの割合によつて全く違つてくるわけでございます。過去の経験を見てもそういうわけでございます。これは総体計算として言うことはむずかしい、こう思ひます。

○荒木正三郎君 それでは、国民所得が十年間の平均で一三%伸びておる、これに對して税全体として考へました場合二一・八%と伸びておる、こういう数字が出ておる。ところが、これを源泉所得税について見ると、三三・三%と、まあ非常に伸びが大きいわけですよ。過去十年間の税の伸びは、源泉所得税については三三・三%と伸びてゐるのです。これは何を物語つておるのかということですね。結局、私の考へでは、所得税の課税が重いという判断を下し得る数字じゃないかというふうに考へるのですがね。主税局長の考へを聞きたいですね。

○政府委員(村山達雄君) ある税目の弾力性が高いということは、直ちにそれが重過ぎるということとは意味しないと思ひます。というのは、所得税で累進税率を盛ることは、やはりこれは税負担の均衡上入れられておるわけでございます。この累進税率というものが是認されれば、所得がふえて参りますね、そうすると当然その累進税率が作用したとして、所得がふえた以上にふえるというところは当然のことでございます。で、累進税率は、現在における所得を考へて、その場合幾らの所得であつたら幾らの税負担が適當なのだと、こう考へてゐるわけでございます。それが結果よりふえました、予算よりもふえましたというわけでございます。ですから、所得を一人毎に考へてみますと、思つたよりむしろ所得が多かつたという問題でございます。から、税負担が多くなるということは当然だと思ひます。ただ、その結果、今の決算剰余金が出てくるという問題は、これは全く別の問題でございます。これをどうするかという問題は別にならうかと思ひますが、それ自体が

重過ぎるか軽過ぎるかという問題ではなからうと思ひます。

○荒木正三郎君 所得税の場合は累進課税になっておるから、今お話しのように、所得がふえれば非常な率で伸びていくわけですよ。これは裏を返せば、適宜に減税をやらなければ非常な重税になるということ、この三三・三%という数字が示してゐるのじゃないかと一応私は考へるのですが、どうでしょう。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃる通りに、減税をしなければ、所得はふえるに従つて負担率は数字として上がつて参ることは當然でございます。分理解できないのです。が、結論として、国民所得に対する税率の割合といふものを、日本の現状においては、やはり税制調査会の答申といふものを尊重してやうていくかどうかということに私は帰着すると思ふのですが、午前中の大蔵大臣の答弁では、尊重するようでもあり、これ二%ないし三%違ふというところは私は非常な違ひだと思ふのです。こういう点で、今後減税問題を考慮する場合、主税局長としてどう考へて臨むかということですね。この問題の一応締めくくりにして尋ねておきたい。

○政府委員(村山達雄君) 税制調査会の答申、これはもちろん尊重すべきものと思ひます。午前中大臣のおっしゃられたのも、その意味だろと思ひます。ただ、その答申といふものをどう読むか、読み方のところで、率を固定的な率で読むのか、幅で読むのかというところが、論議の違ひであつたかと思ひますが、

○成瀬權治君 闕連して。これは政治論で、主税局長、全体として日本は大体重税だとお考えになっているのか。こころ辺が妥当だと、こういうふうにお考えになっているのか。

もう一つは、自然増収が何千億あるなんていうことは、こっけいだとは思っているのです。政治として間違っていると思うのですが、それは経済の伸びがひど過ぎるからというのなら、それに対して打つべき手は打てるわけです。それも知らぬわけじゃない。ですから、それに対して自然増収がどれだけあるなんていうことをいばっているのは、政治のあり方としては根本的に間違っているのじゃないかと思うのです。そんな点についてどういうふう

○政府委員(村山達雄君) 日本 of 負担は、先進国に比べれば所得の割合に重
いと思います。

それから、自然増収の問題でござい
ますが、たとえば今年度でございま
す。決算見込みに対しましては千五百
億程度の増を見ているわけです。当初
予算に対しましては四千八百億ぐら
い、四千八百七億の増を見ているわけ
です。その間約三千三百億違うわけ
でございします。これは実は三十六年度の
当初予算と決算見込みの違いでござい
ます。なぜ違ったかと申しますと、当
初予算に見通された当時の経済と違い
まして、経済がぐっと伸びたというこ
とに基因があるのだらうと思います。
問題はやはり経済の見通しを的確にや
れば、おのずから増収の幅は縮まっ
てくるという問題でございまして、われ

われは政府の経済見通しに従うわけでございますが、これは毎年見通しはなかなかそのとおりは当たらないというのが今の現状である、こういうことだと思ひます。

○成瀬幡治君　だから、政府の見通しは、これはふえているからあまり問題にならぬが、穴があくとなつたら大問題なんです。それにしても、見通しというものを一応立てたときに、三千億も四千億も狂つてくるということは、どこかが狂っているんですよ。私は大蔵省全体の、何といいますか、意圖的に狂わしているといつてもいいですよ、悪くいえば。それがあつて、お互いにその点はわからぬわけでもないから、責めないのですけれども、とにかく意圖的に狂わしているような政治は間違つたあり方なんだから、そうい

うものを私は正してもらいたいと思
っているわけです。だから、それには、
正すのなら何するかというと、もう少
し減税というものをやっていったら
いいじゃないかということについて、私
たちは努力してもらいたいと思ってい
る。そうすると、あなたの方のほうは
何かというと、私たちのほうは二〇％
というのがあるからそれを言うと、い
や、そうじゃなくて税制調査会のほう
でちゃんと計数をはじいてくるから、
その計数でやると平年度千七百億に
なってしまうのだ、今度逆算していく
と二・三になったという逃げ方もある
でしようけれども、政治論としては
今言ったように狂わしておるのは間違
っておるじゃないか、これは。だから、
大蔵省は狂わぬようなことをやっ
てもらいたいというようなことしか言
いようがないのだな。狂った責任はど

うだということも言ってみたいのですが、それで詰め腹切るというわけにはいかないでしょうから……。

○政府委員(村山達雄君) 毎年の当初予算を組むときにおける経済見通しは、これは大蔵省単独で立てておるわけではございません。政府がその時点において最も適正と思われる見通しを立てておるわけであります。税の見通しにつきましても、その経済見通しによりまして税収を立てるよりしようがない。今までの実績とその経済見通しが違っておりました。その違いは、その税収に端的に現われてきました。今までの違いは、むしろ経済の伸びのほうに、実績は非常に伸び方が違ってきただものでございますから、自然増収はたくさん見込まれました、こういうことでございます。

○荒木正三郎君 次の問題は、やはりどうしても主税局長の説明では私は納得しないので、もう一度お伺いしたいと思うのですが、課税最低限の問題です。この課税最低限をきめる場合、われわれの調査した資料を基礎にすれば、生活費に課税をしておる、こういう結論が出るわけです。今度の税制改正、いわゆる所得税の改正を見ても、生活費に食い込んだ課税をしておるという判断をせざるを得ない資料があるわけです。ですから、この点を私は重ねて主税局長に質問をいたしたいと思うのですが、この課税最低限をきめる場合ですね、生活費に課税しないという原則については異議がないものだと思うのですが、どうですか。

○政府委員(村山雄雄君) 最低生活費には、課税最低限は最低生活費以上に

きめらるべきもの、こういうふうにか
えております。

○荒木正三郎君　そういう点では見解は全く一致しておるわけです。今の税金が、それじゃ最低生活を保障したのかどうかということになると、やっぱり問題が起こってくるわけなんです。

そこで、まずお尋ねしますがね、総理府の家計調査報告ですね、この中に全国の都市別勤労者世帯に関する統計があります。この統計は、最低生活を保障するという意味において課税最低限をきめる際に有力な参考資料となるべきものだと思えるのですが、主税局長はどう考えておりますか。

○政府委員(村山達雄君) われわれもこれはたえず見ております。ただ、われわれはこれは平均生活費であるというように考えております。

○荒木正三郎君　もちろん、これは平均ですね。だから、課税する場合も、これは一人々々の生活費というものを、見て課税するというわけには、いかならない、平均で見るとよりしやうがない。そういう意味で、私はこれは少なくとも生活費に課税しないという建前をとる以上、この資料というのは重視しなければならぬ資料ではないかというふう考えるのですが、どうですか。

○政府委員(村山 蓮雄君) もちろん、われわれも重視の意味でございますが、たえず参考にしております。ただ、われわれはこのあげられた生活費よりも最低額が上でなければならぬというふうに必ずしも考えるものではございませんが、われわれのいう最低生活費というのはもっと下のいわゆる最低のところでございます。それに食ひ

込むことはまずいというか、限界であ
ろう、こういうふうに考えておりま
す。

○荒木正三郎君 主税局長はやはり憲法から少し研究してもらわぬと私はいかぬと思うのですがね。憲法のあれ何条でしたか、私、条文は何条だったか、今調べたらわかりますけれども、国民に最低生活を保障し、文化的な健康的な生活を保障するところわけですね。だから、そういう意味において、最低生活といつても、それは幾らでもあるでしょう。けれどもね、憲法の趣旨というものの基礎になるやはり最低生活というものをつかむ必要があると思う。私は、おそらく憲法の趣旨からいつても、ここに全国の都市の勤労者世帯の生活費というものは、まだ憲法のところまで達していないと思うのですよ。そういう意味において、相当やはり重視すべき資料であると私は思うのですがね。これを、こんなのはあまり参考にならぬということになれば、私はいち早く出発点において非常な食い違いがあると思うのですがね、あなたと。これだけの全国の都市の勤労者の生活実態ですよ。そういうのは尊重されないで税金というのを考えられる、考えさせられているということになれば、それは私は容易に納得しがたいのですがね、どうです。

○政府委員(村山達雄君) 少し話がこまかくなりましたので、少しこまかくなりますが、御案内のように、税率は一〇〇%ではございません。今度は八%から十五段階まで設けまして、最高が七五%というふうになっているわけでございます。したがしまして、その課税になりました部分についても、税

引きで家族の所得は当然残るわけでございます。一番下のところは九二多残るわけでございます。したが、いまし、今の基礎控除あるいは控除額というのはいくら、課税になったところも残るわけでございますけれども、一応の目安をどこに置くかという問題でございます。家族所得から申しますれば、その全体は家族所得が最低生活費になるかどうかという問題なんだろうと思ひますが、しかし、われわれは今のいわゆる税でいっている課税最低限といふものを少なくとも最低生活費に合わせたほうがよろしいというふうに考えまして、絶えずそのときにおける最低生活費といふものをいゝんな角度から検討いたしまして、それに対してどれくらい上回っておるのだかという計算はしておるわけでありまして、先生おっしゃる通りに、この課税最低限が上げても差しつかえないような状態が来ることは、われわれとして同時に期待するところでございますが、まあひとりの所得税だけをとりまして、今の課税最低限、あるいは税率とのバランスというふうな問題でございます。あるいはその他の税とのバランスという問題もございまして、少くともそのときにおける最低生活費を課税最低限が侵すことのないように、この点だけは配慮しているということでございます。

○荒木正三郎君 この問題は、まあ私も納得するまで質問したいと思つてゐるのです。これ、統計調査によると、これは三十六年の一月から十二月までの資料があるわけですね。かりに平均をとつてみるとね、三十六年の一月から十二月までの平均をとつてみると、四・二二人で実際の生活費が三万八千二百二十三円と出ているのです。で、これを五人家族に換算をいたしますと、四万一千六百七十円と出ているわけですね。これを一年にいたしますと約五十四万四千円、こういう数字になるわけですね。これが平均ですけれども、全国都市別勤労者世帯の生活費ですね、実際に使つた生活費です。このほかに税金とか、そういうものも欠けておりますけれども、それは引いて、実際に生活費として使つた費用が約五十四万四千円、五人家族で夫婦二人、子供三人といふふうな換算にして五十五万円になります。そうすると、今の課税は少なくとも全国都市勤労者にとつては生活費にまで食い込んで課税されておる、こういうふうに言えと私は思うのですが、少なくとも生活費に課税しないという原則を政府も確認するならば、低所得五人家族において五十万円までは無税にする、税がかからないようにするといふふうになつてこなければ、生活費に課税しないという原則をうたつておつても、それは机上の空文になると思つてゐます。私の資料が間違つておれば、言つて下さい。私はこの内閣から出た資料を基礎にして、全部五人家族に換算をして、そうしてこに出した数字なんです、五十万円といふのは。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し上げたような意味において、税の場合に理論的に最低生活費と、今の生計費と合わせるべきものは、実を申し上げますと税引後の可処分所得でございます。その点では当然行なわれているだろうと思つてゐます。ただ、われわれのほうではそこまでむしろ大事をとりまして、課税最低限そのものが最低生活費を侵すことのないようにと、こういうことを立法上考慮しているわけでございます。その場合の課税最低限と申しますのは、今の実際の支出金額として現れた平均をとつてゐるわけではございませんです。いろいろな実際の生活費から推定される理論的な最低生活費といふものによつて一応の判断をしておるということでございます。

○荒木正三郎君 全都市……。○政府委員(村山達雄君) 全都市でございます。今われわれが持つております数字で見ますと、全都市の平均が、たとえば三十六年の一月が三万二千八百八十五円、それから三万三千、三万二千、最近上がりまして三万四千、しかし十月ごろは三万一千、こういうふうになつております。これを単純に平均いたしますと、今日の子でやつてみましてもなかなかそのようにはなりません。これは一つは家族構成の問題があるかと思ひます。この内訳は家族構成ごとにさらに見てみたいとわかつて、これが平均世帯だといつたしますと、この辺に、われわれの今手元の統計では見受けられるわけでございます。

○荒木正三郎君 これ、私ここに全部持つてゐるのです。これを見ても、三十六年の一月、これは世帯人員は四・三六人です。それに対する生活費が三万二千八百八十五円、こへ出ています。二月、これはくどくどしいですが、四・三二人、三万一千三十六円。これはそのまゝ私は資料を持つておるので、元本はここにあらうわけですね。数字は間違ひないと思つてゐます。食ひ違つておるというのはどういうところか、食ひ違つておるのですか。ここに私、印刷したものですからね。○政府委員(村山達雄君) おそらくこれは家族構成別に見ますと、今先生の言ふようなことになつてゐるかもしれせん。さらにその点は検討してみます。

○荒木正三郎君 これ上げますから、見て下さい。全部紙はさんで、書いてあります。

○政府委員(村山達雄君) ただ、先ほど申しますように、われわれは実際の生計費と対比しているわけではございません。それから、税のあれといひますと、ほんとにそれと対比するべきものは税引後の可処分所得が最低生活費、これが一番見合ふだろうと思つてゐるわけでございます。しかし、大事をとりまして、課税最低限そのものを今の最低生活費と見合ふといふこととでございます。われわれは大事をとりまして、そこでやつてゐる。その場合の最低生活費は実際の生計費によつていないといふことでございます。

○荒木正三郎君 私はそこに問題があると思つてゐます。実際の生計費といふものを最低生活の基準に考えない、それを、理論的には若干それは検討される点もあるんですがね。実際の生活を今大体やつていくのだといふことになれば、それを基準にしないといふことは、それは基準にしないといふことと自体がやはり問題があるのじゃないかと思つてゐますがね。実際にもうこれだけ生活費がかかつてゐるのだ、生活をしてゐるのだといふ、その現実をやはり認めるべきだと思ふ。百パーセント認めることができないければ、それに近いものを認めるべきだといふふうに考えるんですがね。この考え方は悪いのですか。

○政府委員(村山達雄君) いや、決していいとか、悪いとかいふ問題でなく、そういう考えでこれから漸次そのように高めるといふことはけっこうなことだと思つてゐるわけでございます。ただ、この実際の生活費に食ひ込むなといふ、たとえば平均の実際の生活費に食ひ込むことになつたその線を強くもしやれるとすれば、その場合比較されるべきものは、いわゆる課税最低限ではなくて、税引き後の可処分所得だろう、こういうふうに見えるわけでございます。

○荒木正三郎君 その点で、主税局長は、この課税最低限をきめる場合に、この資料を非常に強く表に出しているわけですね。別に衆議院の場合でも同じ資料を出している。参議院でもわれわれの生活といふものは、いゝゆる現在の国民の生活といふものは、まだ憲法に保障された最低生活までいゝないといふ考へてゐるんです。憲法に保障された健康にして文化的な最低生活はこれを保障するといふ、憲法の指示のところまでいゝてゐない。これを乗り越えて、非常に高いところまで実際の国民生活が上がつておれば、必ずしもこの資料といふものによらなくても私はいいと思ふ。しかし、現在は憲法の保障している最低生活までいゝないといふ現状を見るならば、少なくとも実際の生活に使う費用、生活費といふものを認

めて、そうして課税最低限をきめていくべきじゃないか、こういう私の考えなんです。この考えが間違っておればいいですよ。私はどうしても間違っているというふうには考えられないんですがね。

○政府委員(村山達雄君) いや、間違っているとは申し上げてはいるわけじゃないですね。そういう課税最低限を上げられるような状態が来ることは、われわれもともに望んでいるわけではございません。現段階としましては、今言ったようなことでわれわれは配慮しております。その実際生活費に食い込むことがあつてはならぬという点をもし強く言われましますならば、その点比較されるべきものは課税最低限ではなくて、税引き後の可処分所得と比べてみまして、それがもし税引き後の可処分所得というものが実際生活費に食い込むというところでございます。これは相当重たいことが言えるのじゃないか。その点は、先生の言うように、もう少しこれは注意せねばならぬという問題になると思うのでございませう。

○木村福八郎君 じゃ、関連しました。この総理府統計局から出されまして五分位の可処分所得の統計があるんですよ。これで見ますと、今可処分所得と言われましたが、最初は全都市です、勤労者世帯。これごらんになりますと、一番最初のページの三十六年度平均の次に、五分位の一所得の低い階層ですね、これは一万六千四百六円です。これは可処分所得ですよ。そうしますと、二千九百八十八円という赤字が出ていますね。で、まあこの人がそれはぜいたくな暮らしをし

ていれば別であります。まあ普通の生活をしていられるとすれば、これだけ赤字が出ています。それから、これは名目ですが、実質においても二千八百三十八円の赤字なんです。で、一万六千四百六円の人、これは一人の場合ですね。で、次の表に五人世帯の換算が出ています。五人世帯でも第一分位の一所得の低い人は赤字です。かりにここでこの税金をかけたために、税金も影響していると思うんですよ。税引き後ですからね。これだけ赤字になっているというところは、これは私は最低生活費に食い込んでいっているところになると思うんですよ。それを、これを最低課税限度にすれば、たとえば独身なら三十七年度で大体十三万九千円です。平年度で十四万二千円くらいです。そうしますと、課税最低限度が実際より低いと、こういう数字が出てくるんですけれども、今可処分所得と言われましたから、その点お聞きしたいんですがね。

○政府委員(村山達雄君) これはなお詳細に分析しないとわかりませんが、おそろしく五分位でございまして、所得税の納税者も、所得税の納税者でない者も、全部含んでいると思ひます。で、今の大体所得税のかかっておる人員割合からいまして、おそろしくこの第一分位のところあたりはもう落ちているものとわれわれは考えるわけでございます。これはほんとうに申し上げますと、家族構成別にとつてみませんと、このうちどれだけ所得税の納税義務者であるか、あるいは生活保護世帯等が入っておりますと、おのずからその点は違ってくるわけでございます。

これはまあおそろしく全部のサンプルでございましょうから、あらゆる階層が入っていると思ひます。

○木村福八郎君 この総理府統計局のこれは勤労者家計調査からとつたんですけれども、生活保護世帯が入りますか。

○政府委員(村山達雄君) その辺がもう少し調べてみなくちゃいけません。うすれにしろ、五分位の下とところでございまして所得税の納税者の割合というのは、全体の所得者に対して非常に低いところに来ているわけでございます。三〇何%でございまして、所得者総数に対して。所得納税世帯数に対しては、四〇%ぐらいでございます。したがって、総体的に申しますれば、この五分位の一分位あたりは所得税の納税者にはなっていないと思ひます。

○木村福八郎君 それはおかしいと思ひます。第一分位一万六千四百六円です。この程度は当然これは所得税がかかる所得階層ですよ。ですから、可処分所得というのが出てくるんですよ。ですから、この階層以下は入っていないのです。ですから、こういう階層別に調べてあるのだから、ですから、一万六千四百六円は、独身の課税最低限度は今まで十二万円ぐらいですよ。だから、可処分所得として出ているのであつて、かからない分はこれは対象になっておらないのですよ。

○政府委員(村山達雄君) この表にあるものが全部独身であるということ、が読み切れぬわけでございます。平均が出ています。これをおそろしく、家族構成が高いと、これはおそろしく、もし一万六千円でございまして五

人家族を持つておつたら、それは苦しいだろうと思ひます。でございます。

○木村福八郎君 五人の場合どうですか、うしろに出ています。

○政府委員(村山達雄君) 五人世帯のはちよつとわかりませんが、今五人世帯で便宜話を進めますと、たとえば第一分位のところでございまして、これが五人世帯でございまして、その分類は幾ら以上ということになってございませうか。

○木村福八郎君 いえ、一万九千五百円で、三千七百十二円の赤字です。

○政府委員(村山達雄君) 五人世帯でございまして、今度は四十一万四千円でございます。課税最低限は、したがって、当然課税にならないということになるわけでございます。

○木村福八郎君 独身の場合はどうですか。独身の場合にはとにかく非常に日本の場合には低いのですよ。家族が入っていくと多少は上がっています。

○政府委員(村山達雄君) 独身の場合、今度は十四万二千五百三十六円です。

○木村福八郎君 そうでしよう。こつちの第一面の独身の場合には、これは食い込みますね。

○荒木正三郎君 今度は外国の場合でちよつと比較してみたいのですがね。夫婦子供三人、いわゆる標準世帯についてみると、収入金額年額五十万円、これは改正前の税法ですが、五十万円に對して、日本の場合は二・九%の税金がかかっているという数字が出ています。それに対してアメリカ、イギリス、西ドイツは全然かかっていない。それから、年額百万円の収入のものについては、日本の場合は一・

七%かかっている。アメリカはかかっていない。イギリスはわずかに三・七%、西ドイツは三・九%。その上の数字は別として、大体五人家族で五十万円の収入において日本は二・九%、いわゆるアメリカとか、イギリスとか、西ドイツという国々にはかかっていない、百万円についてもアメリカはかかっていない。こういうのを比較すると、もちろんこの数字だけでは比較しようとは思ひていませんが、少なくとも最低生活を保障するという見地から見れば、この数字は相当のじやないかと思ひます。いわゆる西欧諸国、先進諸国ではこういうところには税をかけていない、日本では相当かかっているという点ですね、これだけで判断しようとはいひませんけれども、参考にすべきじやないかと私は思ひます。そういう点からいっても、やはり外国に比べて日本の課税最低限は低過ぎる、こういうことが言えるのじやないかと思ひます。どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 課税最低限は、日本の場合は四十一万四千円、今度の改正で、アメリカは百二十万、西ドイツは八十万見当でございます。英國が七十万。これで見てもわかりますように、日本は相当絶対額でいうと低い。しかし平均所得は非常に低いわけでございます。平均所得対課税最低限の割合で見ると、日本は割合と總体的に高いところに来ます。今度は絶対額ごととこの段階で幾らかかりますかという数字は、先生のおっしゃるとおりであります。これらを総合勘案いたしますと、先進諸国に比べて所得の割合には

七%かかっている。アメリカはかかっていない。イギリスはわずかに三・七%、西ドイツは三・九%。その上の数字は別として、大体五人家族で五十万円の収入において日本は二・九%、いわゆるアメリカとか、イギリスとか、西ドイツという国々にはかかっていない、百万円についてもアメリカはかかっていない。こういうのを比較すると、もちろんこの数字だけでは比較しようとは思ひていませんが、少なくとも最低生活を保障するという見地から見れば、この数字は相当のじやないかと思ひます。いわゆる西欧諸国、先進諸国ではこういうところには税をかけていない、日本では相当かかっているという点ですね、これだけで判断しようとはいひませんけれども、参考にすべきじやないかと私は思ひます。そういう点からいっても、やはり外国に比べて日本の課税最低限は低過ぎる、こういうことが言えるのじやないかと思ひます。どうですか。

重いといわざるを得ないわけでありま
す、可処分所得を見まして、そういう
意味合いもございまして、できるだけ
税負担は軽く済ませればそれにした
ことはないという事で、これはわれ
われのなお税減を要するというとき
の有力なる資料になることはお話のと
おりでございます。

○荒木正三郎君 それで、諸外国の今
あげた国々の国民所得は日本に比べ
非常に高い、これはよくわかります。
しかし、最低生活を保障するというこ
とになると、その一般的な国民所得が
高いとか、低いという事は、さほど
重要でないと思うのですよ。一般的に
国民所得が高くて低くても、最低生
活を保障するという点では私は同じ
じゃないかと思うのです、この数字か
ら。だから、局長が有力な資料だと
言ったから、私はこれ以上言う必要は
ないかと思うのですがね。だから、問
題は、最低生活を保障するための課税
最低限を越えざるという努力をし
ていくという方向が正しいのじゃない
かという、結論としてそういうことを
言いたいわけですね。

○政府委員(村山達雄君) その方向に
ついては、われわれは税制を担当して
いるものとしては全面的に賛成でござ
います。先ほど言ったように、ただ実
際の生計費と最低生計費というものが
どういう関係に立つのかという問題
が、実際生計費は各国違つておると思
います。そのとき最低生計費は同じだ
と考えるか、やはり国によって若干違
うと考えるか、税制調査会でも非常な
論議のあったところでもあります。今後
検討して参りたいと思います。

○木村福八郎君 関連ですから、簡単
に。最低生計費の算定については、答
申にもございまして、マーケット・パ
スケットによる食糧費を基準にして算
定した生計費と、課税最低限の比較と
あるのですが、これによりまして、食
糧費では食糧費を出してエンゲル係
で割っている。そうして世帯当たりの
食糧費は、最も質素な食糧費で必要栄
養量を摂取するための所要金額を国立
栄養研究所の資料に基づいて推計した
とあるのです。私知りたいのは、基
準栄養というのがあるのです。栄養
基準量というのがあるのです。厚生
省で出しているのが、厚生省でも出
ておるのか、たとえばカロリー、蛋
白、脂肪、それからビタミンですね。
一応厚生省で出しているものがありま
すね。それによると、厚生省では御承
知と思うのですが、日本国民の四人に
一人は栄養欠乏症だと書かれていろ
うのです。その栄養欠乏症になるとい
ろんな病気になるのか、どういう病
気になるのか書いてある。四人に一人
の栄養欠乏症といたことになると、十
分に栄養はとれていないのじゃないか
と思うのです。

その原因は、家計から見ると大きく
分けて二つあるのです。一つは、貯
蓄をしなければならぬという、社会保
障がまだ十分でないから、所得が少な
いけれども、無理に貯蓄しなければなら
ぬという面と、もう一つは税金がある
のじゃないかと思うのです。その
ほかにも所得自体が低いということも
あると思う。その所得を一定にすれば
そういう面があると思うのです。で
すから、この生計食糧費から最低生計
費を考える場合、厚生省のそういう資

料を見ますと、私はここに出てくるよ
うな実態にならぬと思うのです。政府
のほうは、この答申では課税最低限が
最低生計費を上回っているように出て
いるのです。実態と私は少し違
うのじゃないかと思うのですが、その
点、どうでしょうかね。

○政府委員(村山達雄君) この詳細の
データはここには載っておりません。
必要がありますれば、またこの算定の
基礎になったの出しますが、これは
もとより厚生省のほうの資料に基づ
てやっておりますと思っております。

○木村福八郎君 それ資料ありまし
たら……。どういう食糧費の計算に
なっているのか、最も質素な食糧費で
必要な栄養量を摂取するための所要金
額、どういふことで計算を出してある
のか、こういうような点非常に重要だ
と思うのです。資料として出せまし
たら出して下さい。これを見せんと
議論になりませんからね。

○政府委員(村山達雄君) できるだけ
整えて出します。
なお、いろいろ方法でやっております
す。その次の第二方式で、これは統計
から見ました最低食糧費というものを
統計から押えておるわけでございます
が、今の食糧費の額が消費金額にか
わらず一定のところを押えてみまし
て、それをエンゲル係で還元する、
これは統計上の問題でございます。
それから貯蓄がどこから始まるかと
いう問題、それらもなかなか最低生
計の問題はむずかしいものですから、
いろいろな角度から検討いたしまし
て、まあ何とか大体これは、最低限は
いつているわいという気持を出してい
るわけでございます。

○荒木正三郎君 独身者の場合、木村
さんからもいろいろ質問がありました
が、これはやはり諸外国と比べると、
非常に日本の場合課税最低限が低過ぎ
ると思われぬのです。これは三十
六年度の数字であらうと思うのです
が、日本の場合は大抵十三万円、これ
が独身者の課税最低限です。アメリカ
の場合は二十四万円、イギリスの場合
は十八万円、西ドイツの場合はぐん
と上がって二十六万円ですね。大体、こ
ういふ国々と比較しても、やはり日本
の独身者に対する課税は非常に重い。
課税最低限が低過ぎる。実際問題とし
ても、日本の独身の若い人は共働き
でないで生活できないのじゃないん
ですか。そういう実情にあるのじゃない
かと思うのですがね。そういう実情か
ら考えても、独身者の課税最低限もや
はり上げるように考えていくべきじゃ
ないかと思うのですが、どうでしょう
かね。

○政府委員(村山達雄君) これは独身
者以外の者と同様に、やはりできるだ
け課税最低限は上げる方向に努めるべ
きだと思ひます。ただ、独身者とそ
うその他のバランスでいいますと、日
本の独身者のほうのバランスは家族持
ちと比べて総体的に高くなっている。
これは数字的に高くなっています。
○荒木正三郎君 独身者の場合には課
税最低限が高いというのですか。
○政府委員(村山達雄君) 諸外国の、
たとえば五大家族対五大家族の向こう
の最低限、それから日本の最低限、そ
の比率がどれだけになっているか、そ
れから独身者の向こうの最低限、こ
ちらの最低限、これがどうなっておるか

という点を比べてみますと、割合的に
は独身者のほうが一般的に高くなつて
おる。逆にいいますと、その割合は、
扶養控除の割合が基礎控除の割合に比
べて、向こうが高くてこちらが相対的
には低いと、こういう構造的な違いは
あるということでございます。

○荒木正三郎君 だから、結論とし
て、課税最低限の問題はこの間からし
ばしばやってきたのですが、われわれ
非常に重視している、この問題はね。
で、今後どういふふうに課税最低限を
引き上げること努力するかという問
題ですが、できれば、この国会でわれ
われ修正できれば、与党の諸君の賛成
を得てこれは修正したいという考えを
持っているのです。これはね。これ
は確かに低過ぎるの思うのです。低
過ぎる。だから、課税最低限を引き上
げる。そうしてそれが考えられても生活
には課税しないというところまで引き
上げる。大したことは私はないと思
うのです。減税総額は、まあ政府に、今
提案しているのに、下げてもらいた
いと言つても、それは同意しないとい
う。しかし、将来の問題として政府の
ほうではこれは真剣に検討したいとい
う先ほどのお話があったわけですが
ね、これが単なる答弁に終わらないよ
うに私は希望するのです。
その次に質問したい問題は、所得税
の減税というの、今度はほとんど私
に言わせればまじめに取り上げた減税
でないと思うのです。三十七年度に
おける所得税の減税額は幾らになりま
すか。

○政府委員(村山達雄君) 平年度五百
十三億でございます。それから、初年
度四百三十八億でございます。

○荒木正三郎君 三十七年度は四百三十八億の減税ですね。ところが、一方で所得税を地方に移譲したために、地方税で百八十億増税していますね。百八十億、この数字間違いないですか。

○政府委員(村山達雄君) 今の四百三十八億と申しますのは、国民のネット減ります減税額でございます。このほか税源配分として、その手段として所得税を減税する分がそれとは別に二百十八億あるわけでございます。それに見合まして、片や税源配分の方法として住民税の率を上げました、全般的に、それによる数字が今先生のおっしゃいましたように百八十億程度でございます。

○荒木正三郎君 そうすると、所得税の減税で四百三十八億になっておる。別に二百億円の所得税の減税をやっておるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 形式的にはさうでございますが、所得税では。しかし、これは国民の負担とは関係ないわけでございます。一方上げるわけですから、そこは差引計算になるわけです。若干所得税のほうが多いが、大体そこは税源配分です。

○荒木正三郎君 こういう関係にならないのですか。四百三十八億所得税で減税している。地方税で百八十一億円の増税をしている。結局差引で二百五十七億の、これは減税だという数字にはならないのですか。

○政府委員(村山達雄君) そうはなりません。お手元にご置きます歳入予算の説明のところに税制改正による増減収額、そこにはつきり出してございまして、税源配分による分二百十八億、

税制改正を分けまして、それから増減収分四百三十二億というふうに出しているわけでございます。この四百三十二億と先ほどから申し上げているのはこの数字でございます。この税源配分分として税率を引き下げる二百十八億、これに見合まして府県税のほうに百八十億程度増率になっておるということでございます。

○荒木正三郎君 そうすると、こういうことになるわけですか。国税、地方税を通じて考えた場合、所得税の減税は平均が大体三十億見当、平均四十億になりますか、それくらいの見当だ、こういうことになりますか。

○政府委員(村山達雄君) 所得税、住民税を通じて四百三十億程度の減税でございますというところでございまして、

○荒木正三郎君 これは一般的な数字で、実感が湧いてこないと思うのです。それで、お尋ねしたいと思うのですが、五大家族でどれくらいの減税になるのかですね。五大家族、標準世帯で一月月にどれくらいの減税になっていくのかというところをお聞きしたいのですがね。年額所得を言わなければわかりませんが、五十万円ですね、年額所得五十万円の人については一カ年に何ぼ、一カ月に幾らの減税になっていくのか。

○政府委員(村山達雄君) 給与所得者で夫婦、子三人の標準家族で年額五十万の給与収入がございまして、これは現行でございまして所得税が九千三百八十五円、県民税が千二百六十六円、合計いたしまして一万五千九十一円でございます。改正案によりまして、これは平年度分で申し上げますと、所得税は五千九百八円となりまして、県民税が

二千九百九十七円、合計八千五百五円となります。それぞれの増減額を出してみますと、所得税におきまして三千四百七十七円減りますが、県民税において税源配分の結果九百九十一円あえることになりまして、差し引き二千四百八十六円ということになりまして、その減税割合は合計いたしまして二三・五%、減税割合がそうなるわけでございます。その内訳は所得税において三七%でございます。府県民税は八〇何%出ますが、元額が少ないからそういうことになるわけでございます。合計しては二三・五%。同じことを初年度で見ますと、今度は簡単に申し上げますと、絶対額で合計して二千八百六十六円減税になります。その減税割合は一九・七%でございます。

○荒木正三郎君 主税局長、これは一年に一ぺんにかけるのじゃないのです。月々にかけていくのですから、一月に幾らの減税になりますか。

○政府委員(村山達雄君) この年収五十万といふのは、賞与の関係がございまして、大体三カ月と見ますと、今申し上げた数字を十五で割っていただければ、大よそ一年間の給与所得五十万という人のあれが出るわけでございます。それでございまして、まあことしでいいますと二千円ぐらゐ減りますから、これを十五で割った感覚でございます。百四十円ぐらゐの見当になりますかね。

○荒木正三郎君 それで、独身者の三十万円の場合は……まあ結論だけでよろしい。

○政府委員(村山達雄君) 独身者三十万円のここのやつでございますと、現行が一万四千四百六十六円の負担でございます。

います。改正法によりまして、これは初年度でございまして、一万二千八百三十五円、軽減額で千三百一十一円、軽減割合で九・三%でございます。

○荒木正三郎君 まあそうすると、月々……給与所得者ですね、五十万円の年取の人ですね、大体月収四万円ぐらゐだろと思うのですが、月収四万円の給与所得者では、月々百四十円ぐらゐの減税にしかならないということですね。それから、月収二万五千円程度の独身者では、月々百円足らずということになるわけですね。そうすると、これは減税というふうなことを実感しないと思うのですがね、この程度では。まあ、月々二個か三個ということでしょう、月々の減税が。それで、今度大蔵大臣は本会議でこの提案理由の説明をされたときに、中小所得者の負担を軽減するといふために所得税及び間接税の減税をやったと、こういうふうに言っておられるんですが、まあ間接税のほうは別として、所得税については、これは減税と言えますか。

○政府委員(村山達雄君) まあ多い少ないの議論がありまして、減税は減税だろうと思ひます。ただ、今まで昭和二十五年から三十六年までで約八千億以上の減税をやっておりますが、そのうち大部分、七千億は所得税だけをやってきておるわけでございます。ほとんど。それで、昨年も実はやりまして、全体所得で約六百億の減税をいたしたわけでございます。で、所得税に関する限り、去年とことしは一体的の作業だということでございます。そういう意味で、ここのやつがどうも少ないというお話でございますが、実は

昨年がございまして、合わせますと約千億以上所得税だけでやっておりますわけでございます。課税最低限にいたしましても、八万円以上を標準世帯でやっているわけでございます。

○木村福八郎君 関連が多くて何ですけれども、物価騰貴を考えた場合、これはやはり私は減税にならぬと思う。やはり荒木委員が言われるように、増税になると思うんです。というのは、税制調査会の資料にもございまして、五十万円の所得者は、所得が五%伸びたけれども、所得税の負担の伸び率が二五%になるのです。そこで、前に私は資料を要求して作っていたいたのですが、五十万円の人が、かりに一割物価が上がった場合に五十万円に上がるわけですね。そうしますと、購買力は同じですね。ですから、物価が一割上がった場合には、五十万円と五十万円の人の税負担を比較すべきじゃないかと思うのです。実際に一割上がったかどうかは一応別として、理論的に言っているわけですがね。そうしますと、五十万円の人の三十七年度における税負担割合が三・四%になるでしょう。一万六千八百三十七円になるわけですね。ところが、五十五万円だった場合、二万三千三百二十九円になって、四・二%の税負担率になるんです。ですから、物価が上がった場合は、購買力は同じなんでありまして、その物価が上がった分、それだけ所得がふえた、そういう前提で比較しなければ、今の時点で同じ所得において税金が安くなったということを論じても意味がないと思うんですがね。その物価の値上がりによる名目所得の増加、それを考えれば、荒木委員が言わ

れるように、これは増税になるんですよ。一見減税のように見えていて、物価騰貴を考へれば増税になる。だから、中小所得者の税負担は軽くなるならいいですね。こういう比較をしなければいけないんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 論理としてはもちろんそのとおりであらうと思ひます。ただ、われわれはその一割では見ておりませんで、見通しの二・八%で計算いたしているわけでございます。

それで、今のところを出して見ますと、たとえば三十七年五十五万、これは夫婦、子二人で見えていきますと、所得税で一万四千三百八十五円、道府県民税が千六百七十四円、市町村民税が四千八百八十五円、合計いたしまして二万二千四百四十四円、税引き可処分所得が四十七万九千七百五十六円、こう相なり

ます。そこで、かりに五十五万にそれがふえます。その場合の物価騰貴率は二・八%でございます。こういう計算をやってみますと、現行法で申しますと、実質で、三十六年の消費者物価ベースで、税引き可処分所得が五十七万八千八百二十二円、減税後五十一万二千三百二十六円、こうなりまして、可処分所得はだいぶふえる。もちろん、この前提は所得が一割ふえました、それで消費者物価が二・八%だ、こういう前提でございます。これは前提のとりやうでいろいろ違うわけでございます。

○木村義八郎君 所得が一割ふえて、消費者物価が二・八%、そこに問題がある。それで、平均して二・八%と見ましても、所得階層別によつてまた違いますし、ですから、一応私は考え方としては、同じ所得で減税になった

といつても、物価騰貴を考へた場合は、そういう比較ではほんとうの比較にならない。そうでしょう。これはもう少ししまかく作業をしてみなければわかりませんが、ですから、これだけで減税々々ということは言えないと思ひます。さつき、わずかでも減税と言われましたが、物価騰貴というものを考へますと、そう言えないといふこととです。そうでしょう。

○政府委員(村山達雄君) 物価騰貴の要素があれば、それは名目所得の増加にすぎないといふことは確かに言えるわけでございます。

○木村義八郎君 そこで、ことに所得税は累進課税になつていますからね。そこで、自然増収がふえるのでし

○政府委員(村山達雄君) 論理としてはおっしゃるとおりだろうと思ひますが、

○荒木正三郎君 主税局長はね、去年六百億所得税の減税をやつた。ことし四百三十億ですか、やつた。だから、

越しの減税を見てほしい、こういうことが一つ。それから、過去十年間に八千億ですか、減税をやつた。だから、それを考へてほしい。それは私はむしろ議論だと思ひますがね。先ほども私はお尋ねしたように、日本の経済の発展するにつれて、国民の所得が増加してくる。この国民の所得の増加の伸びよりも、税金の伸びのほうが大きい。これはもうさつき数字で示したとおりですね。そうすると、所得税の

場合、累進課税になつていて、今後この国民所得がだんだんふえていく。絶えず減税をやらなければ、所得税はべ

らばうなことになるのですよ。当然のことなんです。過去に八千億減税をやつたというが、これは経済が膨張するにつれて、これをやらなければ、もう今ごろは税金でわれわれ首をつつていなければならぬ。これは当然のことです。だから、経済の発展につれて所得税の減税というものは毎年やるべきだと思ひます。どうですか。

○政府委員(村山達雄君) やはり現状の負担が重いといふことではないと、直ちには出ないだろうと思ひますが、

と、今ちょうどございまして、昭和二十五年シャウブ税制の改正によつて二・四%でございます。これは決算

ベースでございます。その前のシャウブ改正以前は二・八・五%でございます。今度提案いたしておるのは二・二・

二%。この間経済の膨張は非常にあるわけでありまして。国民所得も一人当たりがずっと伸びているわけでございます。しかしながら、負担率は大体同じ程度にとどまつたといふことは、可処分所得は相当ふえておるといふこと

でございます。ですから、今先生がおっしゃいましたように、今の累進構造を結果的には調整するところまで来ているわけでございます。これが二十五

年、シャウブの改正がありまして、まあ非常に重いと、こういう認識に立ちまして、ほとんど毎年のように所得税中心に減税をやつてきた、その結果がここに出ておるのだらう、こう思ひわけでありまして。

○荒木正三郎君 だから、所得税の減税は去年やって、ことしもやつたんだからという話じゃなしに、私は毎年やるべきだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 累進構造がありますから、所得が伸びれば、はうっておきますと負担率は上がりま

す。そのこと自体は——その所得に対する率そのものは上がりません。そのこ

とは直ちに減税しろといふことの理由にはならぬのだらうと思ひます。た

だ、現行がなお重いと、できるだけ軽くしたいといふことがさらにその底に

あつて、やはり減税に進むべきだと、こういうことになるんじゃないかと思ひます。

○平林剛君 ちょっと関連して。経済の伸びと税金の伸びとの比較について、今あなたは説明がありましたけれども、それから、そういう意味では、長期的に減税は八千億円くらいやつておると言ひけれども、逆にいえば、その

も、計算の仕方によつて違ひけれども、その二倍、三倍、四倍くらいの自然増収があつた。われわれよく自然増収といふのは税金の取り過ぎだといふことを言つておるわけですから、そういう意味では、毎年減税をしなければ、税負担率も高くなるし、また毎年減税といふのはそんな自慢するような政策じゃなくて、そうしなければ税金が高くなり過ぎるといふあたりまえのことをやるにすぎないんだといふことを言つておるわけですから、そういう意味からいふと、私はさつきの、ただ経済の伸びと税金の伸びとの比較において、シャウブ以前は二・八%であつた、今は二・二%だから下がつておるでしようといふ言ひ分は当たらないんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 明らかに言えることは、当時より非常に負担が軽くなったといふことは言えるんだらうと思ひます。所得は非常に伸びましたにもかかわらず、負担率が一定である、ほぼ同じであるといふことは、これは下がつたといふことが言ひ得るだらうと思ひます。その自然増収の……。

○木村義八郎君 普通の意味の自然増収を言つてもいい。

○政府委員(村山達雄君) 前年度当初予算対今年当初予算という意味でいいますと、今……。

○木村義八郎君 減税の前の……。

○政府委員(村山達雄君) 二十七年からこれは三十七年度まででございます。単純にそれを合計いたしますと、二兆九百六十四億に上つております。

○平林剛君 二十七年から……

○政府委員(村山達雄君) 二十七年から三十七年の年度の当初予算でしよう。これはいずれも前年度当初予算に對しての今年度当初予算、その差額の単純累計でございます。

○平林剛君 それに對する減税が、それが八千億。

○政府委員(村山達雄君) これで見ますと、二十七年以降でございますが、それに見合う純減収でございます。これで見ますと、五千二百七億。先ほど八千億以上あると申しましたのは、二十五、六が入っております。

○平林剛君 まあ、今の数字でおわりのように、税金の自然増収に比べれば、今日まで行なつた減税額というものの金額はまず五分の一、あるいは六分の一程度減税分として差し向けられただけで、政策はいろいろあるでしょうが、減税だけに回すのでなく、日本経済の発展とか、その他に影響のあるものに回したという理屈は成り立つかもしれない。しかし、少なくとも今日まで行なわれた減税というものは、当初予算に想定した、税法で定められたものよりも二兆九百四十億も取り過ぎがあったにもかかわらず、その税負担者に還元されたものは五千二百七億にすぎなかったということなので、しからばそういう意味からいくと、毎年々々減税をしなければならぬというにはなると思うのです。

それで、よく政治の問題を議論するときに、せめて自然増収は、これは言葉が適当であるかどうかはわからないが、税金の取り過ぎだから、納税者に還元すべきだということを主張しましたが、もっと今度きめをこまかく分類をしていきますと、日本経済が伸びる中においても、それによって得をするというか、それだけ所得がふえるものについては断層があると思うのです。格差がある。たとえば法人が受ける恩恵というものと個人が受ける恩恵というものは、同じ経済の伸び率の中でも違ふのじゃないか、こう思うのですけれども、そういう点は具体的に数字でいうとどういふふうに把握されておりますか。

○政府委員(村山達雄君) こういう当初予算対当初予算の数字が取り過ぎであるというふうな考えはどうか、いろいろ議論があると思います。

それから、今の、なるほど純減収五千億でございますが、御案内のように、これは国税だけの話でございます。一般会計だけの話でございます。そうしますと、当然増として増が考えられるのは、今の交付税は、二八・八というやつは今度九になります。これが当然出ます。ガソリン税の増収分、これは当然道路財源のほうに回さなければなりません。そのほかに歳出のほうの長期計画がございます。そういう意味の当然増。ですから、実際いいますと、当然増の部分がありますが、その辺の読みがなかなかむずかしいというところでございます。

それで、第二の問題として、どれくらい各税ごとに違うかというお話でございますが、先ほど申しましたように、今まで見ておりますと、ごく最近では物品税の伸びが一番強いのでございます。続いて法人税、それからその次は所得税、こういう順序になっております。で、その他の間接諸税、これは揮発油は大体今のところ一七%から一九%くらいの伸びでございます。その他間接諸税はおおむね国民所得の伸び、分配国民所得の伸びとほぼバラバラになっておる、こういう状況でございます。

○平林剛君 その伸び率ですがね、日本経済の発展に伴つて物品税や法人税、所得税の伸び率、三十五年、六年、大体どんなふうになっていっているでしょう。

○政府委員(村山達雄君) 所得に對する弾性値で申し上げますと、おもな税金を申し上げますと、三十五年、これは源泉が二・五三、それから三十六年度見込み二・一九、これは単年度であつたと思ひます。それから申告所得税が四・五一、四・五九、所得税合計で三・〇二、三十六年分が二・七一。それから法人税でございますが、三十五年一・二〇、三十六年二・〇三、酒が三十五年一・一八、三十六年一・三九、その他消費税合計出ておりますが、一・四五、それから三十六年も一・四五と、こんな具合であります。

○木村福八郎君 非常に小さいです。この答申にあるのは、これは五年と十年間の、こういう非常に大きいですけれども、今のこの答申の十四ページにあるのをちょっと見て下さい。それと非常に違うのですけれども。

○政府委員(村山達雄君) 答申ではあるいはその税の伸びがそのまま出ているかもしれませんが、今申し上げましたのは、国民所得が一伸びた場合に当該税率が幾ら伸びるかという弾性値です。

○平林剛君 私の言うのは、日本経済の伸びる中において税収がどういふふうになるかという返りがあるかというところでは、物品税、法人税、所得税という順番は大体わかりました。し、その伸び率についても、今あなた説明以外に答申案の資料の中にはありませんけれども、私の言いたいことは、各税目の中で、どうも感じとしては所得税が一番重くなっているのじゃないかという感じがするのです。そこで、まあ、せめて自然増収額があれば、その分程度は、経済の伸び率の中ば、法人やその他の恩恵は、これは比較にならないほど大きいものがあるけれども、個人の場合にはそれが無いのじゃないか。総理が言うように、経済が伸びた割合だけ月給が上がっているならば別でありまして、なかなか全般的にいうに及ばない空気になつていないというところになれば、せめて自然増収額に充てるべきだという考えで、先ほど来の質問をしておるわけですが、それで、昭和三十五年度において、当初予算と決算額と比較して所得税の自然増収額を見ますと、五億九千七百三十三万二千元、割合は一八・一という割合になつておりますけれども、昭和三十六年度は見込みとしてどのくらいになるでしょうか。今私があげた数字と同じような比較で説明をしていただけますか。

○政府委員(村山達雄君) 所得税が実収見込みでは、当初予算三千六百六十億、これに對しまして見込みでは四千七百三十九億程度でございます。それから、所得税だけを申し上げますと、これは国民所得に對する所得税率は、これは年々非常に下がつております。先ほど二・二・四が二・二になつたというのは総額でございますが、所得税に限る限り、二十六年が

一一・八、それから毎年下がつて参りまして、三十七年度のこの予算ベースでは五・八%でございます。

○青木一男君 関連質問。今、平林委員から自然増収の分くらいは減税に振り向けるのが当然じゃないか、こういう御質問があつた。それに關連して私はいつだけ伺ひたいのですが、一体自然増収が何か税金の取り過ぎだというので減税の意見があるのですが、私は自然増収というのは、一定の税率で税を取る場合に、経済構成その他、つまり経済成長の見込みというものが予想以上に多かつたということ、早かつたということ、あるいは大蔵省が予算の編成が堅実主義で幾らか内輪に予算を見たということ、そういうことのために自然増収というものが起るのじゃないだろうか。したがつて、経済発展が急速に進んだ場合は、一定の税率で税を取つた場合は、自然増収があるのはあたりまえだ。取り過ぎでも何でも無い、あたりまえだ。よけい経済活動が、いい所得があつた場合は税を取るのあたりまえだ。これは別に取り過ぎだなどという觀念は起らないのじゃないかと、こう思う。その点が一点。

恵に浴さない。これはやっぱり社会保障費の増額というような施策によつて、そういう所得税を納めないような階層に対する国家の恩恵というものを与えるほかにないのじゃないか、こういうふうにするのです。それから一般に、文化の向上あるいは産業の発展のために公共事業費をよけいやれ。そうすると、これが個人の生活にどのくらい直接貢献するかは、これはなかなか問題ですが、これは道をよくしたということ一つをとつてみても、国民が非常に利益を得ていることは明らかです。私はそういう意味において、自然増収の分が優先的に減税に行くというような消極的な考えだと、社会保障とか公共事業というような国家発展なり国民の生活程度を引き上げる、あるいは最低生活を保障するというような方面の財源が一体どこから出てくるのだろうか。この点は、やっぱり減税と見合つて国家的見地から、最も国民の要望する方面へ自然増収というものを割り当てるのが一体今日の政府の任務じゃないかと、こう思うのですが、その点のひとつ大蔵当局のお考えを伺つておきたい。

○政府委員(村山達雄君) 自然増収がなぜ生ずるか、その意味はどうかという点につきましては、青木先生のおっしゃるとおりだろつと思ひます。それをどうすべきかということについては、もちろんたくさん問題、いろいろな要請があるわけでございますから、そういうことであらうと思ひます。ただ、税のほうでいいますと、税の負担が重い限り、やはり減税も同時に考えらるべきことであらうというふうにわれわれは考へております。

○平林剛君 それで、青木さんの言われたのは私は一般論だと思ひます。私が今指摘しているのは、所得税に限つて主張しているのです。少し違ふのです。なぜ違ふかという点、たとえば、所得税が当初予定した予算額よりもなせ越えるかといへば、その年間における賃上げだとかその他の報酬などによつて変わつてくるわけですが、税法が同じである限り、この賃上げやなにかは政府の政策の積もつたものじゃないのです、はつきりいって。政府は日経連を通じて押えろ押えろと言つておるのですから、そういう意味からいふと、所得税というものは労働組合あるいはその他の団体が相当闘争資金を作つてはかけて、取つて上がったものだから、自然増収がふえていく勘定になるのです、私は政府の政策の恩典によつてその税が増収になつたというものではないと思ひます。だから、そういう意味では、今お話があつたように、当初予算が三千六百六十一億であつて、決算の見込みでは四千七百三十九億という本年分が、九百七十七億円多くなつておる、こういう勘定に昭和三十六年度はなるのだから、これは一般論はまた別の角度で議論があると思ひますが、少なくとも所得税については、これはこの分だけ減税に回してもいいのじゃないか。それが四百何十億ということでは、どうもこの納税者自体から考へてみるという点、税金の取り過ぎとは言わなければ、少なくとも政府が予定したよりよけいあつたのだから、この分は減税のほうに回してもいいという議論が私はやっぱり成り立つと思ひますが、どうですか、この点は。

○政府委員(村山達雄君) 経済が成長した結果、予定よりも成長した結果税収がふえた、これは経済成長の結果であらうと思ひます。経済成長が政府の施策のせい、あるいはどうか、それはわかりません。それから、所得税が九百億税収がふえた、これは所得税の減税に当てるべきだといふ議論には、私はにわかには賛成したいと思ひます。やはりそれぞれ自然増収は、そういう経済全般の動きから、それと現行の税率構造、税制構造から自然出て参るわけでございます。当初からそれは実は見通されなかつたわけでございます。そういう意味で、この分を、そういうのが出たとき、今度は減税に当てるか何に当てるかといふことは、社会のいろいろな国家のその時点におけるいろいろな要請があると思ひます。われわれは税負担がなほ重いと考へておりますので、所得税の納税の率がたとえ従来より下がつてもなお下げるべきだといふ主張をしておるわけでございます。

○木村福八郎君 関連して。青木さんのお考えについて反論したいになるのですが、自然増収の中には物価騰貴による名目所得の増加がある。もう一つは、徴税強化による増加というのがあります。この分もやはり加えて考へなければならぬと思ひます。ただ自然増収といつても、青木さんの言う問題だけじゃないのです。名目所得の増加による累進課税による増加というのがあるのです。これは過去においては、ずいぶんあつたのです。昭和二十三年ごろまでは、最近では程度が少ないけれども、やっぱりあるものと見られる。それから徴税のやり方ですね、徴

税強化による、非常な苛徴請求による増収というのものもあるわけですが、それから、自然増収はそういうことを考慮に入れなければならぬ。それから、第二の点は、毎年減税して、所得税の納税人員が減つた減つたと言つておられますが、なるほど減税ではそのときは減るでしょう。減りますけれども、たとえば昭和三十三年の源泉申告の納税人員が一千六十一万七千人、ところが、三十六年は一千二百三十六万二千人とふえております。これは人口もふえますから、納税人員はうんと減つたと言ひますけれども、やはり納税人員自体は絶対的にふえております。ふえていゝのですよ、ですから、そう簡単に減税やつたらだんだん納税人員が減つていゝように言われましたけれども、それは違ふと思ひます。

それから、第三の点は、公共事業費等の歳出面をどうするか、あまり減税してしまつと自然増収によつて経済発展のための歳出増加をまかなえないじゃないかと言ひますけれども、しかし、かなり減税しても、これはもう税制調査会の答申にもあつたのです。大体過去の実績を見ましても、国民所得の税負担率二〇%ぐらいにしても、かなり社会保障、公共事業費をふやせるわけですが、ふやせるのですよ。ですから、その点は御心配ないと思ひますがね。まあ反論したいことになつて恐縮ですが、また反論していただ

を府県税に回す。これは私、地方税だから地方行政でやるのかと思つていたら、ここへ出てきてゐるわけですね。その関係で、この問題もやはり質問しておかなきゃいかぬというふうに考へております。これは結局、先ほど若手説明がありましたが、所得税でどれくらい減税して、この分地方税でどのくらい増税をはかつたか、このことによつて府県税としてはどの程度の取入があるのか、概略の説明を先にしてもらひたい。

○政府委員(村山達雄君) これは国民の増減税には関係ございせん、振りがわりでございせん。ただ、数字を申し上げますと、三十六年度で所得税のほうには二百八十八億減収になりました。それに対して、府県民税のほうで百八十一億増収になるわけでございます。まあびつたり合うわけになかなか参りませんで、差引その分だけでも三十七億程度合計して減収になるわけでございますが、これは減税の意圖を持つてやつたわけではございせん。たまたまその数字になつております。

○荒木正三郎君 今三十六年度のお話でした。三十七年度ですか、今のお話は。

○政府委員(村山達雄君) 三十七年度でございます。間違へました。

○荒木正三郎君 それで、道府県民税の収入の増額というのはいくらぐらいになるのですか、これで。

○政府委員(村山達雄君) 財政計画、これは改正後九百十八億八千万でございます。

○荒木正三郎君 改正前に比べてどれくらいふえるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 百八十一億
ふえるわけでございます。

○荒木正三郎君 それで、今度この百五十万円以下は二%、百五十万円以上は四%と、従来の累進税率を改めて、これは比例税率というのですか何というのですか、そういうふうに変えた理由です、どこにあるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 理由は二つばかりでございます。一つは、こういう狭い地域社会においてあまり累進度が違うと、どんなものであるかという点でございます。そういう意味で、今度は二段階の税率にいたしました。ただし、その分は、所得税のほうで今度は全部税率改正しまして、従来の違いを十分織り込んでおるわけでございます。したがって、府県民税、それから所得税を通じての累進税率構造というものを見ますと、大体従前と同じような構造になっておると、こういうことでございます。

第二点といたしまして、これは累進税率よりも比例税率のほうが、同じ税率をあげる場合には、貧弱市町村のほうに、比例税でいったほうが財源が余計にきまるといふことでございます。したがって、累進税率を比例税率構造に改めると、富裕団体から貧弱団体のほうに財源がそれだけ流れることになりまして。

○荒木正三郎君 そのところをもうちょっと詳細に説明してくれませんか。富裕団体のほうから貧弱団体のほうへ税源が流れるというのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは富裕団体のほうが、大体一人当たりの所得が高いという実情でございます。それで、その関係——しかも差が多いわけ

けでございます。それだけに、累進構造をもつていいますと、府県民税のほうに、トータルの所得が同じでも税率構造をそういたしますと、所得に差があり、平均所得が高いだけに、非常に税金が多いわけでございます。全体の府県民税の額を一定にしようという場合に、累進税率を持つと比例税率を持つのは、その所得分布が違うからであります。

で、今、平年度でどのくらいかということ計算してみますと、平年度計算では、今度の税源配分によりまして所得税が百九十八億参ります。で、このうち交付団体、交付府県のほうに百三十七億、不交付のほうに六十一億ということになっております。

○荒木正三郎君 富裕府県における一人当たりの所得は高いということばかりです。その逆に、貧弱府県は一人当たりの所得が低い、これはわかるんですが、高いほうから低いほうへ流れていくというようなことは、どういうことになるのですか。富裕府県の収入が減る、こういう改正によって、地方税が減る。それで貧弱府県の地方税は上がるということになるのですか。そういうことを意味しているのですか。意味しているとした解釈できないのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、今、今度ふえました百九十八億、新たにプラスになるわけでございます。その分の交付、不交付の配分の問題を今言っているわけでございます。それで、今度の問題のやつは、実は前から十三段階でもってつとあるわけでございまして。〇・八%から五・六%の十三段階であるわけでございます。で、通

じていきますと、所得の高い者は富裕府県に集まっております。税額を一定という前提でございます。府県民税を増税するわけじゃないです。

ですから、従来の税額を確保する場合には、それを累進税率でもった場合と、それから比例税率でいった場合でございまして、全体の地方の税額はやっぱり一定でございますから、累進税率をもつておれば、それだけ所得水準の高いという要素が一つ、平均所得が高いですから。そこに累進構造が働くわけですね。しかも、差が多いというわけですね。貧富の差が激しいですから。そこで、そのことのために累進構造が働きますと、その一定税額のうちの取り分はそれだけ多いわけでござい

ます。これをフラット税率にしますと、なるほど所得は違いますが、それと、比例でございまして。それで二%、四%で、こう置けば、その限りにおいてなおります。これを完全にフラットにしてしまえば、これはなおります。わけでございます。なお動くわけでございまして。そういうわけで財源が相当動くということでございます。

○荒木正三郎君 定額が変わらない、税の総額が変わらないということ、これは、府県に言えることでしょうか。地方税全体として総額が変わらない。変わらないうが、府県においては、富裕府県は少なくなる、貧弱府県は前の税制に比べてふえていく、こういうことですか。そのところを……。

○政府委員(村山達雄君) どう申し上げたいのでしょうか。たとえば今度、今の百九十億と書いてありますが、まあこれはまるくして二百億円といひますか、これを従来の累進構造の

ままずっといくといたしますですね、そのままだけにしたらどうなるか。それで、元額がございまして、今の配分は現行の比率でいっておるわけでありまして。累進税率なら累進税率のもとにおける配分がきまっておりますのであります。そういういたしますと、富裕団体に非常に片寄っているわけでございまして。それは所得の高さが違うのですから、当然そうなるわけでございまして。で、この定額の二百億を比例税率という形において与えるか、あるいは累進税率で与えるかで非常に違ってくるわけ

でございます。もつと言いますと、実は元額、たとえば三十五年度の実績があるわけでございますが、道府県民税の三十五年度の実績、これは六年度は推計でございますので省略いたしますが、五百二十一億という数字がござい

ます。これは現在の累進税率のもとにこれがあつたわけでございまして、したがって、これは相当片寄っているわけでございます。今富裕府県のほうに五割ぐらゐるわけでございまして、累進税率でございまして、所得ウェイトでいいますと、たとえば半々と仮定いたします。ところが、税額ウェイトでいいますと、累進構造ですから、たとえば七・三という割合になってしまふ、こういうことでございまして。それをフラット税率にいたしますと、単純に比例税率にいたしますれば、そこは五割に戻るわけですね。所得割合に戻つてしまふわけでございまして。で、

から、今度は、もとからあつた住民税も、根っこから今の二%、四%という、かなり所得ウェイトに近い税率のウェイトにしよう、こういうことでございまして。同時に、今度税源配分、財

源として地方に付与いたしますので、二百億も同じように、やや所得ウェイトに近い税額になるようにしよう。しかし、それは完全には所得ウェイトではございせん。しかし、累進構造に比べればはるかに所得割合に近い税額ウェイトになるようにして配分してある、こういうことでございまして。

○荒木正三郎君 そうすると、結論としては、貧弱府県の住民の負担がふえる、そうして富裕府県の住民の負担が減るということになるのじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) そこは、先ほどお話ししたのは、地方財政から見た財源として考えているわけでございまして。そうじゃなくて、今度は一

人当たりの国民負担はどうかというところでございまして。これは従来きめられておつた所得ごとの刻みがあるわけでございまして。それをフラットにいたしますので、最低は従来は〇・八であつたわけでございまして。それが今度は二%になりますから、一・二増率になるわけでございまして。そこで、所得税のほうでは、そのところは従来一〇%とおつたところを八%にしたわけでございまして。二%下がるわけですね。だから、ひとつ地方税でその階級のところで一・二上がり、国税で二下がるわけですね。ですから、〇・八、通じて減率になるわけでございまして。各刻みにつきましてそういう計算をしておりまして、累進構造のほうは所得税の税率のほうで引き受けてまゐる、こういう形になっているのでござい

○木村義八郎君 関連して。そこで伺ひたいのは、所得税のほうの減税

率の調整によって、住民税の従来よりも負担増加になる分を是正している、こういうお話でしょう。それは十万円から百八十万円までは確かにそうだったのです、税率がね。ところが、二百五十万円から三千万円までは前と税率が同じなんです。そのところがね、それから、四千五百万円になると、ここでまた上がっています。ですけれども、二百五十万円から三千万円までは同じ税率ですね。そうなりますと、このところ、百五十万円で切るわけですからね。百五十万円は二%と四%に分かれるわけでしょう。そうすると、百五十万円以上の人は軽くなる人が出てきます。たとえば今までは一千万円は四・四%、それが四%になれば、〇・四%軽くなる。二千万円は四・八%ですね、三千万円は五・二%。そうなりますと、この段階は軽くなりますよ。所得税のほうが同じなんです。税率が改訂になっていないのです、このところが。

○政府委員(村山達雄君) そこは、その上のほうも、下からこの刻みがずつと影響が及ぶわけでございます。そこで、実効税率負担でもってずつと考えているわけでございます。したがって、歳入予算のところで県民税、所得税を通じて減税割合がどうなるかという最後の答えて見ていただきたい。上に行くほど、軽減割合は下ほど多いと。これも今の総合税負担でもって考えているわけでございます。夫婦、子供三人の給与所得者五十万円から、刻みが、ずつといきますと五千万円くらいまで出ておりますが、平年分で二三・五%から〇・五%までと、ここでずつとはいじ

ているわけでございます。それぞれのところで刻みももちろん考えますが、下から影響を受けますので、最後の答えでは実効税率負担で考えているわけでございます。

○木村福八郎君 おかしいね。どうもそのところがよくわからないのですけれども、積み上げといつても、前の地方税でも十万円をこえる金額、二十万円をこえる金額と、こうなっているわけですね。そのところがね、下のほうは税率まあ確かに八%になるんです、今まで一〇%であったのがね。これはよくわかるのです、このところね。それから一番上のほうね、これは今までは五千万は七・〇%でしたね。それが四千五百万円、七・〇%。それから六千万円という段階で七・〇%、これもわかるのです。ところが、その間ですよ。これは変わらないんです。

○政府委員(村山達雄君) こういうことでございますね。一番下が従来が〇・八でございます。住民税が〇・八で、今度二%で、一・二上がります。その段階だけでございまして、そのブラケットの適用しか受けないものでございまして、それでいいわけなんです。それは国税のほうで二%下げました。これで話は済みます。それから今度、一番上のブラケットを考慮してみますと、従来は住民税で五・六%だけでございまして。今度は四%でございます。で、一・六下がるわけでございます。これは話がうま過ぎるというところでございまして。したがって、刻みを今度は二段階設けてまして、そこで七五という階級を設けておるわけでございます。で、途中の階級は、実はこれは一つはかなり技術的な問題

でございますが、各階級ごとに単純に従来増率になったものを、単純にプラスはしていないのでございまして。それに新しいものに構成、それをにらみながらやっておりますが、ラウンド・ナンバーで各階級の税率を組んでおります。国税は、こちらのほうが変わったというのを含みながらやっていくわけでございます。したがって、そこでは単純に機械的な計算で出ませんで、各階級、下からだんだんだんだん積み上がってきて、それで総合税率負担においてどうなるかという実効税率を同時ににらんでいるわけでございます。そういうものとして、それぞ

れ改正したわけでございます。したがって、今、百八十万以下減税といふのは、先ほど申しました二百十八億の地方税の減税のほうでは、その関係は全然考慮していないわけでございます。国税だけで考えた場合の減税を考慮すれば、その階級までしか考えておりません。それで、あとはまた税源配分の結果、負担を調整する必要があると思います。それを全部織り込んで、それで国税の中に盛りました。その場合に、中間の階級は、下からだんだんだんだんきまった税率で軽減を受けていくわけでございます。そこで、その平均実効税率でにらんで税率をきめておる、こういうことでございます。

○木村福八郎君 わかりましたが、そのうちか。実効税率でずつとはいじいてみないといわらないのですか。

○政府委員(村山達雄君) ですから、軽減割合で大体の勘定が出るわけでございます。

○木村福八郎君 だんだんに、こえた分、こえた分について、だんだん積み

上げて計算していくわけですね。ですから、その意味ではわかるのですが、これだけ見たら、このところは変わらないでしよう。それで、こっただけが得になる人が出てくるわけですね。なるほど、それをずつと計算してみなければわからぬわけですね。何かわかるような計算のあれがありますかね。どうもこれ、いろいろ私も聞かれるので、すけれども、説明がつかぬのです、どうしても。だから、実効税率としては所得幾らとして、こうやってだんだん積み上げていくと、実際は違わないのだ、こういう何か一つのあれを、資料みたいなもので出してもらえんといひのですが……。

○政府委員(村山達雄君) それを出すのですと、階級別の地方税を、税源配分を含めたところで、階級別の平均実効税率の新旧対照を出せば、大よその見当はつくと思ひます。

○木村福八郎君 そういうものがあるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 作ればすぐ……。もちろん、こちらでは、内部で一応検討しての話でございます。

○木村福八郎君 何か今言ったように、しろうとしてはわかりにくいのです。ですから、わかるような、何か資料を出してもらえませんか。お話はわかりましたよ。お話はわかったのですが、実際に計算してみなければわからないのですから、何か計算してみたいもので、こうなるのだという……。

○政府委員(村山達雄君) 全部の階級はむずかしいかもしれませんが、重立ったところ……。

○木村福八郎君 今度の問題になるところ。というのは、今までで、六百万

円は四%ですね、府県民税。それから今度四%になった場合、この限りにおいては同じと言えませんか。ところが、一千万円になると、四・四になる。二千万円になると、四・八になる。しろうと考えると、この限りにおいては、一千万円の人には〇・四得になり、二千万円の人には〇・八得になる。それから三千万円の人、四得ですから、一・二得になる。で、このところは、国税のほうでは税率が同じになっている。そこでわからなくなる。だから、このところの分、二百五十万円から三千万円の線です。そのところの線の、何か作業して、納得のいくような資料を……。

○政府委員(村山達雄君) 今のサンプル的な階級別について実効税率を出しますと、そのあは、実は今度の国税プロパーの減税のために、所得階級区分を変えなければならぬ。変えて、そうして百八十万までは減税しよう、こういうことが働くわけでございます。それで、そのときの一定の税率というものを考えまして、いろいろやっているわけです。ところで、今度はその階級区分が変わるわけなんです。ところが、従来の階級区分は、地方税のほうの階級区分は、三十五年の所得税の階級区分によっているわけでございます。で、今度地方税の階級区分は、三十六年の階級区分によるうことになって、三十六年の国税に合わせた減税をやろうとしているわけでございます。一年おくれでございます。国税のほうは一步進みまして、三十七年の減税をやろうとしておるわけでございます。そこで、階級区分が一

つ合わないという問題があるわけでありま。ですから、単純に計算してもなかなか合わない。これでいいですと、向こうは御案内のように、本税でございまして、国税の〇・八というものをもらっているわけでございます。ですから、最低が〇・八、上が五・六になっている。それを単純に持参りますと、国税の税率というものは全く端数のついた妙なものになる。そこで、その辺を実効税率で考えながらラウンド・ナンバーにしております。その結果、その一々について機械的に上積み税率を直すという事はできないで、実効税率を見ながらその間調整してあります、こういうことでございまして。下からのずつと積み上げで実効税率がどうなっておるか、これをにらんでおるのであります。

○木村福八郎君 それはわかりました。それを何か、めんどろでしようけれども、資料にしてくださいませか。

○政府委員(村山達雄君) できるだけ……全部はなかなかむずかしいと思いますが。

○木村福八郎君 あまり複雑でなく、ちょっとしろうと考えてわかるように……説明はわかりました。

○政府委員(村山達雄君) すぐわかるようなポイントのところを出しておきます。

○荒木正三郎君 次に、この問題についてお尋ねしたい点は、所得税の控除と地方税の控除とは違いますね。たとえば配偶者については、所得税の場合には九万円ですね。府県民税においては七万円。そのほかに扶養親族についても五万円が三万円、青色申告の専従者については、十二万円が八万円という

ふうに変わっているわけですね。第一に変わった理由、なぜ所得税の基礎控除と同じようにしないのかという点が一点。こういうことを変えることによって徴税上非常に困難さが起こってくるんじゃないかと思いますが、そういう困難さをどう克服するように考えているか。その二点を伺いたい。

○政府委員(村山達雄君) まず控除が違ふという点でございますが、実はこれは去年の地方税法の改正においてやったわけでございます。と申しますのは、従来は第一課税方式でございまして、所得税の税額が課税標準になつておりました、その税額に対して市町村は二〇%、府県は八%取るというところでございまして、所得税のほうがごんどん減税して参ります。これは財政需要を見ながら減税して参るわけでございます。この方式をとっておりますと、地方税に直ちに及ぶわけでございます。地方の財政需要と国の財政需要は事情が違います。そういう見地で、毎年この問題が補てん論を起しておるわけでございます。税としてもそれはどんなものであろうか。地方税はそれ自体の財政需要という、あるいは減税というプロパーの立場に立ってもちろん考えるべきであるということで、昨年度の改正、三十六年度の改正を提案しまして、この分は分離しました。課税標準を税額とするのではなくて、所得額として、控除は地方税法に定める所得金額をもとに控除してあるわけでありまして、その際、地方税では昨年、三十五年度の所得税の控除をそのままとしたわけでございます。ただ、専従者控除につきましては、これはその後直りまして五万円の

専従者控除をいたしましたが、とにかく税額が課税標準でなくて、そこで分離されたということでございます。そういうことのために、今おっしゃるように、たとえば配偶者をとりましますと、国の所得税のほうでは本人と同じように昨年は九万円にいたしたわけでございますが、地方税は依然として七万円になっておるということでございまして、これは財政需要が違ひまして、それでしかもそこを分離した結果、その差が今日残っておるわけでありまして、

そこで、今度の調整の問題でございますが、税率の調整は今言ったような角度でやっておるわけでございます。ただ、これは控除を引いた残りの金額について税率の調整がきくわけでございます。今、御指摘のような点は税率の調整はきかぬわけでございます。そこで、今度の地方税法の附則に書いてございまして、その分については税額の払い戻しをいたします。この分は国税の税率の調整はきかぬわけでございます。地方税が増税になれば、それだけもろに増税になるわけでございます。今の配偶者の場合についていいますと、二万円だけの違いがあるわけでございます。で、税率が幾ら上がったか。その税率の上がり方は各階級ごとに違います。一番上がったところは、従来の〇・八%が二%に上がったところが一番多いわけでございます。すなわち、その差は一・二%でございます。だから、二万円の差額について一・二%、金額にして二百四十円払い戻しておけば絶対に増税になるわけはないわけでありまして、そういうことが地方税法の改正で書いてございま

して、そういう控除の差のあるものについてはそれぞれ一・二%をかけた二百四十円を引きますと、こう書いておるわけでございます。一番違うところは、青色申告者のところが一番違う。専従者のところが一番違う。国が今は二十五才以上、十二万円、こうなっております。そこが今度は二十才以上十二万円で提案しておりますが、地方税では、そこは八万円にして、その差が四万円でございますから、その差についてはこれは四百八十円返す必要があるというところでございます。四万円かける一・二%でございます。これだけ返しておけば、あらゆる階級に対して返し過ぎたということはない。一番大事をとった金額を控除金額としてここに掲げておるわけでございます。

○荒木正三郎君 この府県民税は市町村が徴収するのでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) さようでございませう。

○荒木正三郎君 市町村では、この事務が繁雑で非常に困っておりますね。

○政府委員(村山達雄君) この税源配分の思想として、地方団体は、不十分だとは言っておりますが、非常に賛意を表していただいたのですが、その市町村の事務の一点が、実はこれがきまるまでにいろいろ難航いたしました。ただ、両方いろいろ話し合ひまして、自治省も中に入りまして、市町村でそう言わないで、お互いに財源がふえることだからということで話がついたというふう聞いておるわけでありませう。

○荒木正三郎君 さっきの二百四十円返すとか、四百八十円返すとかいうのは、どういふふうにして返すのですか。

○政府委員(村山達雄君) ですから、それはその分を返すといっても、返し方は税額から控除して取ればいいわけでございます。計算上それを控除して納めればよろしいございませう。ですから、専従者があつたら、奥さんがあつたら、今の地方税法で合わせたものに対して、それから算出した税額でもって二百四十円引いて納めればいい、それで答が合いますというところでございませう。

○荒木正三郎君 実問題としてそれがうまくできるかどうかですね。それを控除して青色申告しない場合、まるまる取られてしまひますね。

○政府委員(村山達雄君) これは地方税は、御承知のように申告書がずっと行っております。で、様式でこれとこれを書いて下さいと、そこにずっと書いておられますから、その所要欄に、今の奥さんがおれば奥さんとおると、これを書いておられますと、地方税は依然として賦課課税方式をとっておりまして、必要なことだけ書いておきますと、あとで府県、市町村のほうで計算して、そうしてあなたの税金は幾らですと、このとき向こうがみんな計算してくれるわけです。

○荒木正三郎君 今度は申告することになったのですが、申告を忘れるとか、しない人が相当あると私は思うんですが、地方へ行くとき、申告しない場合はいろいろの控除というものがだめになるというふうに書いてありますね。これはあまり僕は酷じやないかと思うんですがね。制度が変わって、み

んなが申告するということは……。おそらく相当数は申告しないんじゃないか。なれていせんからね。その際に、諸控除というものをしないというようなことになる、これは非常に冷淡だと思ふんですがね。

○政府委員(村山達雄君) その点に関する限り現行でも同じなんですが、いまして、われわれは、たまたまおくれたからすっかり地方税における控除は飛ばされたというような話はあまり聞いておりません。実際は、聞いてみないと、いろんな催告をしたりなんかやっていると、実際は引いているというふうに聞いております。しかし、いざれにいたしましても、その点は二百四十円の問題はございますが、もとの意味の所得控除なり、あるいはたし書きのほうは税額控除になっておりますけれども、この控除は現行法でも申告にはかかってございます。その点は変わりないわけでございます。おそらく執行面では、それぞれ実地上に沿って適当な措置をとっているであろうというふうに考えておるわけでございます。

○木村福八郎君 まだ税法が通らないうちに申告されているんですかね。そういう関係はどうなんですか、関係税法は。

○政府委員(村山達雄君) 今の御質問、ちょっとわかりかねますが、ことしの地方税でございますと、これは三十七年度地方税でございますが、その中身は三十六年の所得に基づいております。したがって、ちょうど三十七年度分の所得税というものと、その所得金額は一致するものが行っているわけでございます。しかも、地方税のほうは国税と違ひまして、税額を書く欄

はございませんですね。所得だけ書けば、あのほうはやりまして、こう言っているのですから、その心配はない。しかも、今度の改正は、これは三十七年度分から向こうが計算してやるわけでございますから、申告だけやれば、今度は改正税法で、これが通りますれば、それで計算するわけでございます。

○木村福八郎君 そうしますと、三十七年度は賦課でいくわけですかね。申告といいますが、自分で税金を計算するわけじゃないですかね。

○政府委員(村山達雄君) 申告はもらっておりますが、決定通告書の行くのは、市町村によつては違ふようでありますが、大体四月中旬以降のように聞いております。

○木村福八郎君 いえ、申告になっていくでしょう。申告というものは、いわゆる自分で税金を計算するのが建前じゃないですか。ところが、ただ額だけ申告して下されば、税金はこちらで計算しますというところが書いてあるでしょう。そうすると、税金は幾らだかわからぬわけですね。それで申告するわけですか。これは申告納税としてはどうもおかしいですが、そういう申告納税制度というのはあるんですかね。

○政府委員(村山達雄君) 国の所得税は申告納税方式でございます。国の所得税は申告納税方式でございます。それから、したがって所得、税額、みな書いていただく。地方税は賦課課税方式でございます。

○木村福八郎君 賦課。申告納税じゃない。

○政府委員(村山達雄君) 申告納税

じゃない。参考までに書いていただきます、こういうことでございます。

○木村福八郎君 申告になったんじゃないですか。だから、今まで申告しない人が申告することになったんでしょ。みな一般には申告々々と言っているでしょう。

○政府委員(村山達雄君) 申告義務はあるわけでございます。申告義務はありますが、課税は賦課課税方式である、こういうことであります。

○木村福八郎君 みな申告々々と言っているんですね。申告納税なのに税額を計算しないのはおかしい。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、物品税法案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、国税通則法案(予備審査のための付託は三月十六日)

一、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案(予備審査のための付託は三月十六日)

昭和三十七年四月四日印刷

昭和三十七年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局